



## 投資信託は筑波銀行全店でお取り扱いしております

詳しいお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください

- 投資信託のお取引・報告書等の内容に関するお問い合わせは

0120-328-140  
ミンナデフヤソウ トウシンデ  
 受付時間/9:00~17:00 土・日・祝日は除く

- 投資信託の商品・サービス内容に関するお問い合わせ、資料請求は

0120-298-030  
 受付時間/9:00~17:00 土・日・祝日は除く

- 当行取扱いのファンドに関する最新の情報は

筑波銀行ホームページ <https://www.tsukubabank.co.jp>



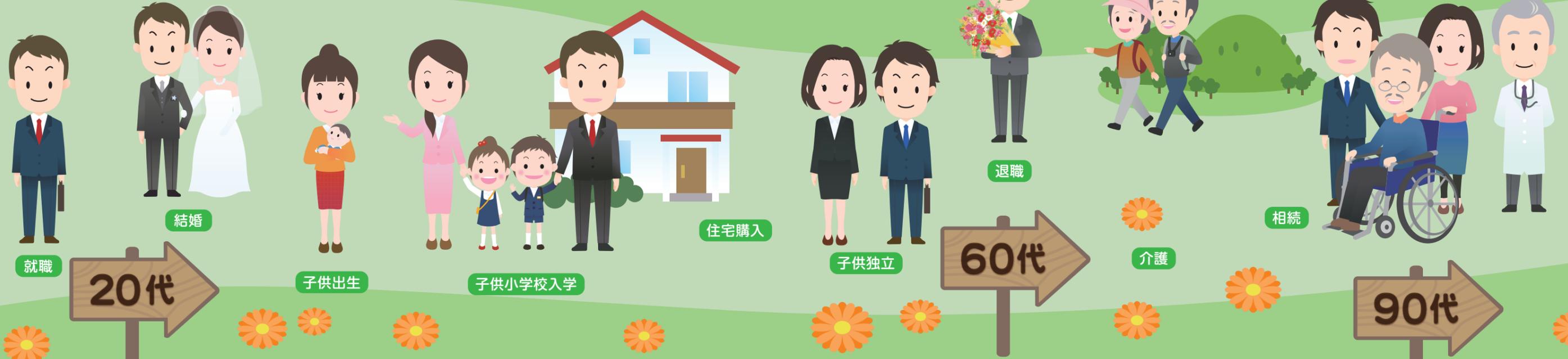
# つくば ライフプラン ガイド

お金のこと一緒に考えてみませんか？



# ライフイベントについて一緒に考えてみませんか？

人生にはさまざまな「ライフイベント」があります。意外にお金がかかることをご存知でしょうか。これからの人生を実りあるものにするためにも、必要な資金づくりを今から考えてみましょう。



### 結婚資金

結納・婚約から新婚旅行までにかかった費用の総額

平均 **415.7万円**

出典/「ゼクシィ結婚トレンド調査2023年」調べ

---

新生活準備のためにかかった費用の総額

平均 **59万円**

出典/「ゼクシィ新生活準備調査2020」をもとに算出

### 教育資金

●幼稚園から高校卒業まで

	公立	私立
幼稚園2年間	約33万円	約62万円
小学校6年間	約212万円	約1,000万円
中学校3年間	約162万円	約431万円
高校3年間	約154万円	約316万円

出典/文部科学省「子どもの学習費調査」(令和3年度) 年間平均額から合計平均額を試算

●大学入学・在学費用(自宅通学)

	公立	私立(文系)	私立(理系)
入学費用	約67万円	約82万円	約89万円
在学費用	約414万円	約608万円	約733万円

出典/日本政策金融公庫「教育負担の実態調査結果(勤務者世帯)」(令和3年度)

子ども1人にかかる教育費は…

全て公立の場合 **約1,042万円** 全て私立(理系)の場合 **約2,631万円**

### 住宅資金

マイホーム資金

マンションの場合

約**4,848万円**

土地付注文住宅の場合

約**4,694万円**

出典/令和4年度フラット35利用者調査報告

---

リフォーム費用

一戸建ての場合

検討時の予算 **300.6万円**

実際の費用 **471.6万円**

マンションの場合

検討時の予算 **216.6万円**

実際の費用 **278.6万円**

出典/住宅リフォーム推進協議会「2022年度住宅リフォームに関する消費者(検討者・実施者)実態調査」

### 医療費用

入院する確率は高齢になるほど高くなり治療費用も心配です。

過去5年間に入院した人の1日あたりの自己負担費用の平均額

**20,700円**

入院するとなると治療費、食事代、差額ベッド代、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)、衣類・日用品費等の費用がかかります。

過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人をベース集計。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

出典/生命保険文化センター「生活保障に関する調査」/令和4年度

### セカンドライフ資金

ゆとりある老後生活費

月額 **約37.9万円**

生命保険文化センター「生活保障に関する調査」(令和4年度)

公的年金収入(※)

月額 **約22.0万円**

夫の厚生年金 15.5万円 妻の国民年金 6.5万円

月額 **約15.9万円が不足**

(※)公的年金は厚生労働省の令和4年度モデル年金月額(夫婦2人、夫は給与所得者であり平均的賃金で厚生年金に40年加入、妻は国民年金に40年加入)。

### 介護費用

介護費用の平均

	5年1ヵ月の場合で	10年で
一時費用	平均 <b>74万円</b>	平均 <b>74万円</b>
月々の費用	平均 <b>8.3万円</b>	平均 <b>8.3万円</b>
介護期間	<b>61.1ヵ月</b>	<b>120ヵ月</b>
合計	約 <b>581万円</b>	約 <b>1,070万円</b>

出典/生命保険文化センター「生命保障に関する全国実態調査」/ (2021(令和3)年度)を元に作成

※一時費用とは、住宅改修や介護用ベッドの購入費など一時的にかかる費用

※介護費用は、公的介護サービスの自己負担費用も含まれます。

※介護費用はそれぞれ「掛かった費用はない」「支払った費用はない」を0円として平均を算出

※介護期間、回答時介護中の方は、これまでの介護期間で回答

### 相続の備え

相続税の課税対象となった被相続人の数

2021年 **13万4,275人**

(2014年比約**2倍以上**)

(死亡者数の**9.3%**)

国税庁「令和3年分の相続税の申告状況について」

---

贈与を受けた人の人数

2021年 **44万3,429人**

(2011年比約**1.30倍**)

国税庁「令和3年統計年報」をもとに作成

### 葬儀費用

万一の場合にも多額の費用がかかります。

葬儀の基本料金

平均**67.8万円**

飲食費

平均**20.1万円**

返礼品

平均**22.8万円**

合計平均 **110.7万円**

鎌倉新書「第5回お葬式に関する全国調査」(2022年)

## もくじ

- ライフイベントについて一緒に考えてみませんか？ ..... P1~P2
- 取り巻く環境について ..... P3~P4
- 「今」と「将来」のお金の考え方 ..... P5~P6

- 円預金・外貨預金 ..... P7
- 公共債・外国債券 ..... P8
- 投資信託・NISAについて ..... P9~P16

- 生命保険の特徴・種類 ..... P17~P18
- 個人年金保険 ..... P19~P20
- 病気やケガ・介護に備える保険 ..... P21~P26

- 生前贈与とは？ ..... P27~P30
- 相続の基礎知識 ..... P31~P32
- ご留意事項 ..... P33~P34



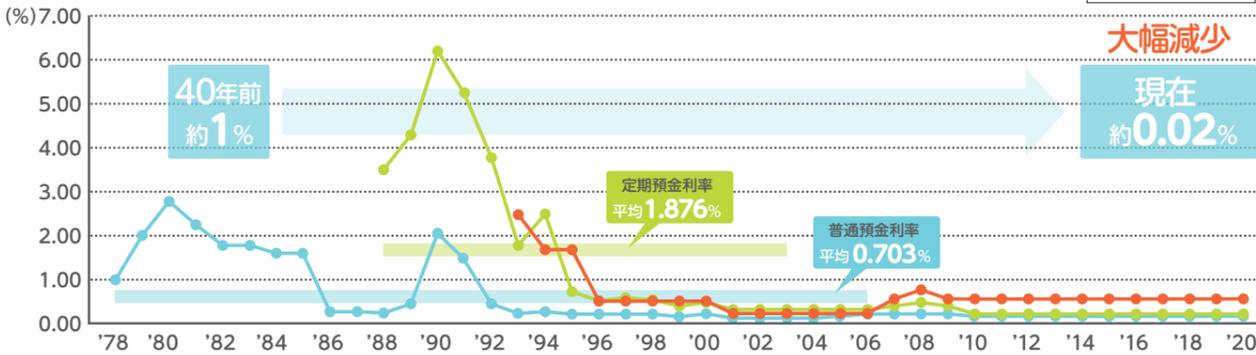
# 取り巻く環境について

私たちを取り巻く環境を確認してみましょう！

## 日本はいま超低金利時代といわれています。

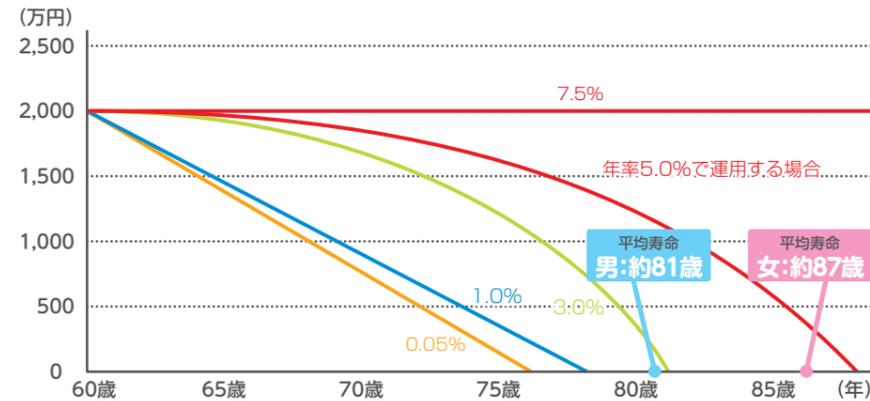
バブル経済崩壊以降、景気の低迷を反映して超低金利時代が続いています。このまま低金利時代が続けば預貯金から得られる金利収入は限られてしまいます。お金を寝かせておくだけではなかなか増えないというわけです。

● 普通預金金利、定期預金金利、基準貸付利率の推移



● 元金2,000万円を運用しながら、毎月10万円ずつ取り崩した場合(税率を20%として計算)

計算式: 月末の元本 = 月初の元本 + (月初の元本 × 運用利回り ÷ 12 × 0.8) - 月末取崩額



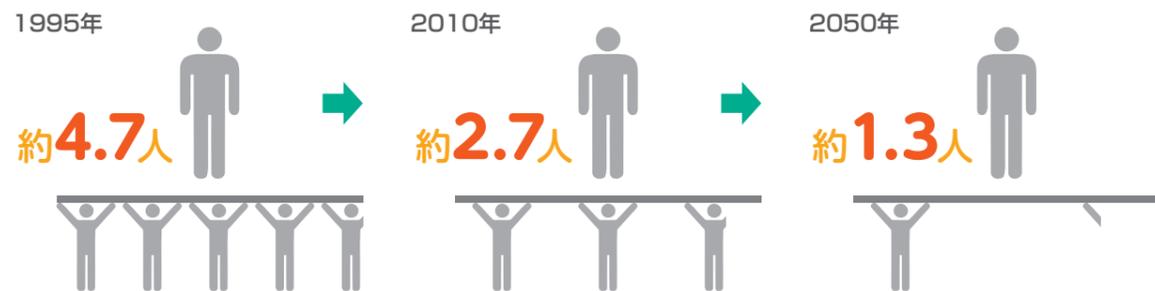
● 10万円のシミュレーション

運用利回り(年率)	元本がゼロになるまでの年数
0.05%	16年 8ヵ月
1.0%	17年 10ヵ月
2.0%	19年 4ヵ月
3.0%	21年 3ヵ月
4.0%	23年 10ヵ月
5.0%	27年 6ヵ月
6.0%	33年 6ヵ月
7.5%	ずっと減らない

出所: 大和投資信託・厚生労働省「簡易生命表」  
上図はシミュレーションであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 少子高齢化

### 国の公的年金だけに頼っていけるでしょうか？



資料: 総務省統計局「平成22年国勢調査報告書」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

- 公的年金制度では、生産年齢人口のピークである1995年には約4.7人の現役世代(15歳以上~64歳)で、1人の高齢者(65歳以上)を支えていました。2010年には約2.7人で1人を支えています。
- 2050年には約1.3人の現役世代で1人の高齢者を支える時代になると推測されます。

## ゆとりあるセカンドライフの生活費は？

総務省の調べによると、世帯主が60歳以上で、ご家族が二人以上の世帯の場合、月額約27.9万円を食料品や衣料品の購入などのために支出しているようです。さらにゆとりある生活を送るためには月額約37.9万円必要です。では、公的年金だけでその支出を十分まかなうことができるのでしょうか。



## 意外と長いセカンドライフ 平均寿命と平均余命

平均寿命とは、0歳児の平均余命です。  
平均余命とは、ある年齢の人の平均生存年数です。

● 60歳時点の平均余命 出所: 厚生労働省(令和4年簡易生命表)

男性 23.59年 ⇒ 83.59歳 女性 28.84年 ⇒ 88.84歳



## インフレによる価値の目減り

### 資産を運用することのメリット

例えば、2%のインフレが起きると、2%未満の定期預金に預けているお金は100万円の価値を失ってしまいます。資産運用にはインフレによる価値の目減りを避ける効果があります。

インフレとは 物価(モノやサービスの値段)が上がって、相対的にお金の価値が下がることをいいます。

#### 物価上昇時のイメージ

■ 買えたものが買えなくなる!?



■ お金を足さないと買えなくなる!?



※費用や税金などを考慮していません。上図はイメージです。

思った以上に現実 is 厳しいんだね…。





# 「今」と「将来」のお金の考え方

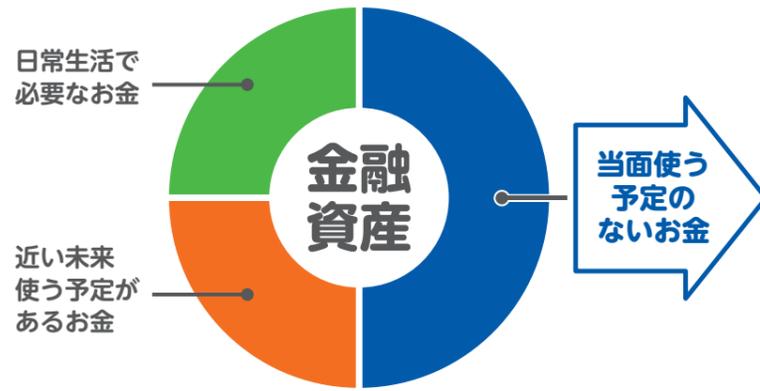
人生を豊かに過ごすためにお金の持ち方を一緒に考えていきましょう！

## STEP 1

現在お持ちの金融資産を下記の3つに色分けし、「当面使う予定のないお金」について考えてみましょう。

このままではいけないと思うのだけれど、一体何から始めたらいいのかしら？

資産を色分けすると、お金が活きてきます。



## STEP 2

「当面使う予定のないお金」を、ゆくゆくはどうしたいですか？また、そのために今はどうしたいですか？下のマネープラン表も参考に、下記の4つにわけて考えてみましょう。

ご自身と配偶者の将来(老後)のために、なるべくふやしたい。

**将来のためにふやす**

老後やご家族のためにとっておきたいが、運用してふえた分があれば定期的に使いたい。

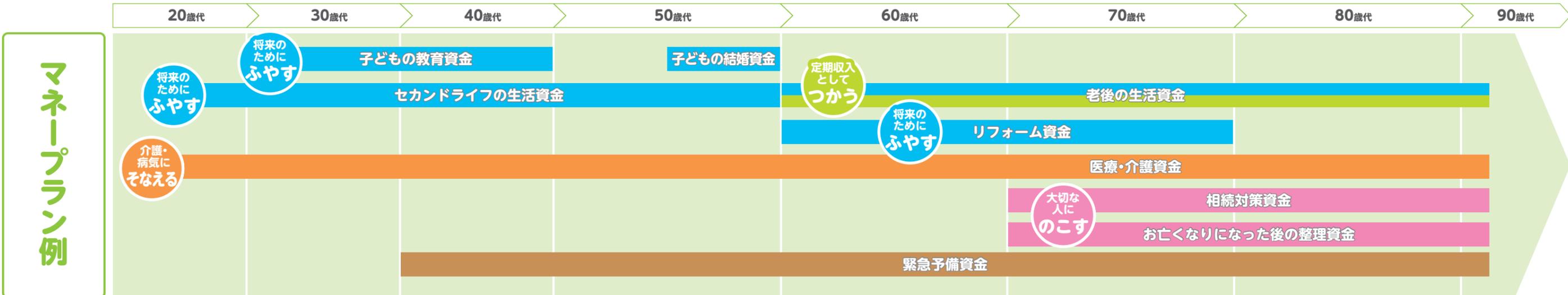
**定期収入としてつかう**

介護や病気になったとき、ご家族に負担をかけたくないから、介護費用に充てたい。ふやせるならもっと安心。

**介護・病気にそなえる**

ご家族に資産をのこしてあげたい。ふやしてのこせるとなお良い。

**大切な人にのこす**



目的別にいろいろな金融商品を選べばいいんだね！

すぐに出し入れできるお金

日常生活資金

- 普通預金

流動性重視

将来を含め使う目的が決まっているお金

結婚資金・教育資金・住宅取得資金

- 定期預金
- 個人年金保険(円建定額)
- 公共債
- 学資保険

安全性重視

当面使う予定のないお金

万一の病気・ケガに備える

老後生活資金・相続資金

- 投資信託の一部
- 外貨預金
- 外国債券
- 個人年金保険(外貨建定額・変額)
- 平準払終身保険
- 一時払終身保険

収益性と安全性重視

●投資信託の一部

利益追求

●医療保険 ●がん保険 ●就業不能保険

「今」と「将来」への備えのために、ライフプランに合わせた様々な金融商品を組み合わせることが必要です。



# 円預金・外貨預金

## 円預金

- **普通預金** 必要な時に、ご自由に資金をお引出しいただける預金です。
- **定期預金** 期間に応じた金利設定で、利息が確定しており、基本的に元本割れはありません。

## 外貨預金

外貨預金とは、円を米ドル・ユーロなどの外貨に交換し、預入れる預金です。外貨預金の金利は、各国の市場金利の動向に応じて決定されます。円の預金と同じように、普通預金や定期預金といった種類があります。

外貨預金のしくみ 100万円を年利1%の米ドル建外貨定期預金で1年間運用した場合の運用例(個人のお客さま)



10,079.69ドルを円に換算すると…

**預入時より円安の場合**  
〈TTB〉1ドル=120円 \*小数点第3位切り捨て

円貨受取金額 **1,209,562円**

内訳	元金	10,000ドル	1,200,000円
	利息	100ドル	
	税金	-20.31ドル*	
	税引後利息	79.69ドル	9,562円

**預入時より円高の場合**  
〈TTB〉1ドル=80円 \*小数点第3位切り捨て

円貨受取金額 **806,375円**

内訳	元金	10,000ドル	800,000円
	利息	100ドル	
	税金	-20.31ドル*	
	税引後利息	79.69ドル	6,375円

\* お預入れ時の円貨から外貨への換算相場は預入日のTTSレートを、ご解約時の外貨から円貨への換算相場は解約日のTTBレートを適用します。  
\* 外貨預金のお利息については、円の預金と同様、源泉分離課税20.315%が課税されます。外貨預金はマル優の適用は受けられません。

### ● 筑波銀行が取扱う外貨預金

外貨預金の種類	外貨普通預金	オープン外貨定期預金	外貨定期預金(ゴールドステージ)
ご利用いただける方	個人および法人のお客さま (未成年者および外為上の非居住者は除きます)		個人のお客さまのみ(未成年者および外為上の非居住者は除きます)
最低預入金額	1米ドル/ユーロ/豪ドル以上	1,000米ドル/ユーロ/豪ドル以上	10,000米ドル/ユーロ/豪ドル以上
期間	制限はありません	1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年	1年(据置期間1ヵ月)
取扱通貨	米ドル・ユーロ・豪ドル		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>●変動金利(市場金利の動向に応じ決定)</li> <li>●外貨建の普通預金でお好きな時に出し入れできます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●固定利率(お預入れ時の利率を満期日まで適用します)</li> <li>●中途解約は原則できません。やむを得ない事由で中途解約する場合は解約日における同一通貨建ての外貨普通預金金利を適用します。</li> <li>●自動継続型(元利継続型と利息受取型)と非自動継続型のお取扱いとなります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●固定利率(お預入れ時の利率を満期日まで適用します)お預入れから1年経過後は、オープン外貨定期預金1年物の利率を適用します。</li> <li>●据置期間の1ヵ月経過後はいつでも一括して払い戻しできます。</li> </ul>



# 公共債

国、地方公共団体、政府関係機関等が発行する債券のことです。利子や元本(償還金)のお支払いが国や地方公共団体によって保証されているので、信用度が高く安定した運用に適しています。

## 公共債の特徴

### 少額から購入可能

購入単位は、個人向け国債が額面1万円から、その他の利付国債は5万円からと、手軽に購入することができます。

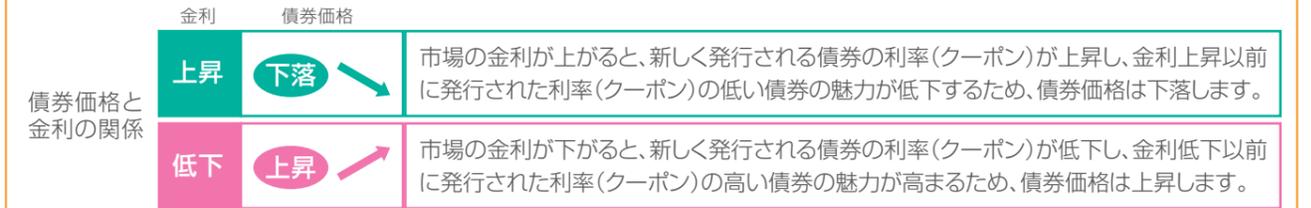
### 保有・管理が簡単

平成15年1月より、ペーパーレス発行になったため券面の紛失や偽造、盗難、火災などの心配がなく、お利息や満期償還金が自動的にご指定口座に入金されますので、たいへん便利です。また、当行では「債券口座管理手数料」は**無料**としております。

### 中途換金も可能

満期日前であっても換金いただけます。

● 公共債(個人向け国債は除く)の価格は毎日変動していますので、売却の時期によってはご購入時の価格を下回る可能性もあります。



● 個人向け国債は発行後1年経過すればいつでも中途換金できます。その場合、直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685が差し引かれます。  
特例:保有者本人が亡くなられた場合、または災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、経過期間に関係なく中途換金できます。

### ● 筑波銀行が取扱う公共債

種類	金利	期間	概要
利付国債	固定	2年	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人および法人のお客さまが購入できます。</li> <li>● ご購入時の利率は、満期まで変わりません。</li> <li>● 半年ごと(年2回)に利子を受取れます。</li> <li>● 利子受取時、利子に対して、20.315%の税金が源泉徴収されます。</li> </ul>
		5年	
		10年	
個人向け国債	固定	3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人のお客さま限定の商品です。</li> <li>● 【固定3年】【固定5年】は発行時の適用利率が満期まで変わらない「固定金利型」、【変動10年】は半年ごとに適用利率が変わる「変動金利型」の商品です。</li> <li>● 半年ごと(年2回)に利子を受取れます。</li> <li>● 利子受取時、利子に対して、20.315%の税金が源泉徴収されます。</li> </ul>
		5年	
		10年	
地方債(大好きいばらき県民債など) *期間・購入単位は商品により異なります。			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各債券の発行条件をご確認ください。</li> </ul>

\*マル優(非課税限度額350万円)・マル特(非課税限度額350万円)もご利用いただけます。

詳しくは店頭の特典パンフレットをご覧ください。



# 外国債券

\*金融商品仲介業務で取扱う商品です。

外国政府、外国法人、国際機関などが発行する債券です。日本の企業などが海外で発行する債券も外国債券と呼ばれ、一般に発行体、発行市場、通貨のいずれかが海外である場合には外国債券と呼ばれます。

### ポイント1

満期が  
決まっています。

満期日には「額面金額」が償還されます。

### ポイント2

定期的に  
利金を受取れます。

利率は満期まで変わりません。なお、利率は「外貨建て」のため、「円」による手取り金額は為替の動きによって異なります。

### ポイント3

満期まで待たずに  
途中換金(売却)ができます。

外国債券は償還日が来る前に、売却していただくことも可能です(中途売却といいます)。ただし、市場時価での売却となるため、購入時の元本がそのまま戻るわけではありません。

### ■主な取扱い通貨



### ■金利のお受取りについて

外国債券は一般的に、半年毎に利払いがあります。利金や償還金のお受取り通貨は、円貨または外貨のどちらでも選択いただけます。

将来のために  
ふやす

# 投資信託

多くのお客さまから集めた資金をひとつにまとめ、運用のプロ(投資信託委託会社)が国内外の株式や債券等で運用し、その成果をお客さまに分配する仕組みの商品です。銀行は販売会社として、お客さまへ商品説明や市況情報の提供、資金の受渡し等を行います。

## 投資信託のしくみ



※投資信託にかかる費用として、販売手数料、信託報酬、信託財産留保額等がございます。

## 投資信託の主な特徴

### 1 少額から

複数の有価証券に少額から投資できます。

### 2 プロが運用

専門知識を持ったプロが運用します。

### 3 分散投資

リスクを減らしつつリターンを高めるため、複数の株式や債券などの金融商品に資金を分散して運用します。

### 4 リスクとリターン

リスクとリターンの度合いが異なる様々なタイプの投資信託から、お客さまのニーズに応じて、お選びいただけます。

●リスクとリターンの関係図

### 5 多彩なタイプから選択

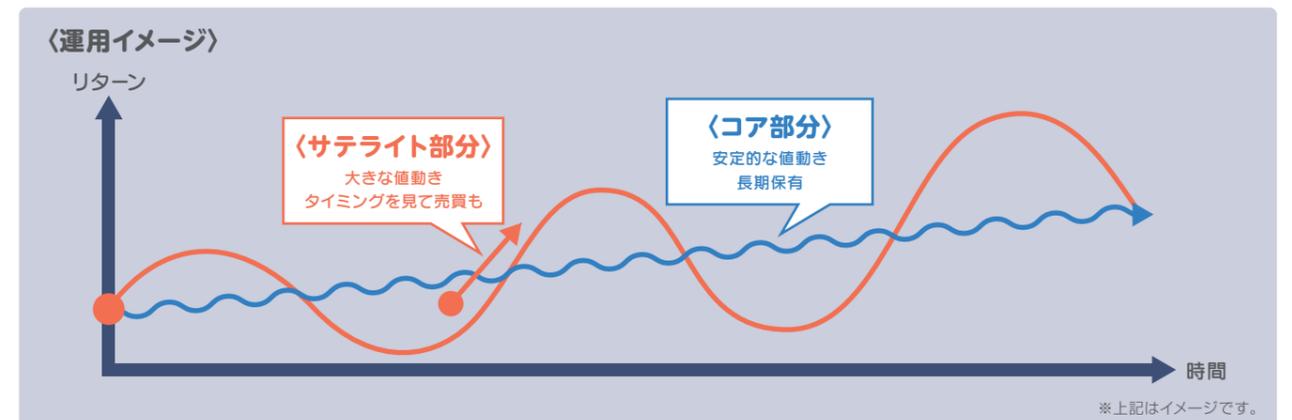
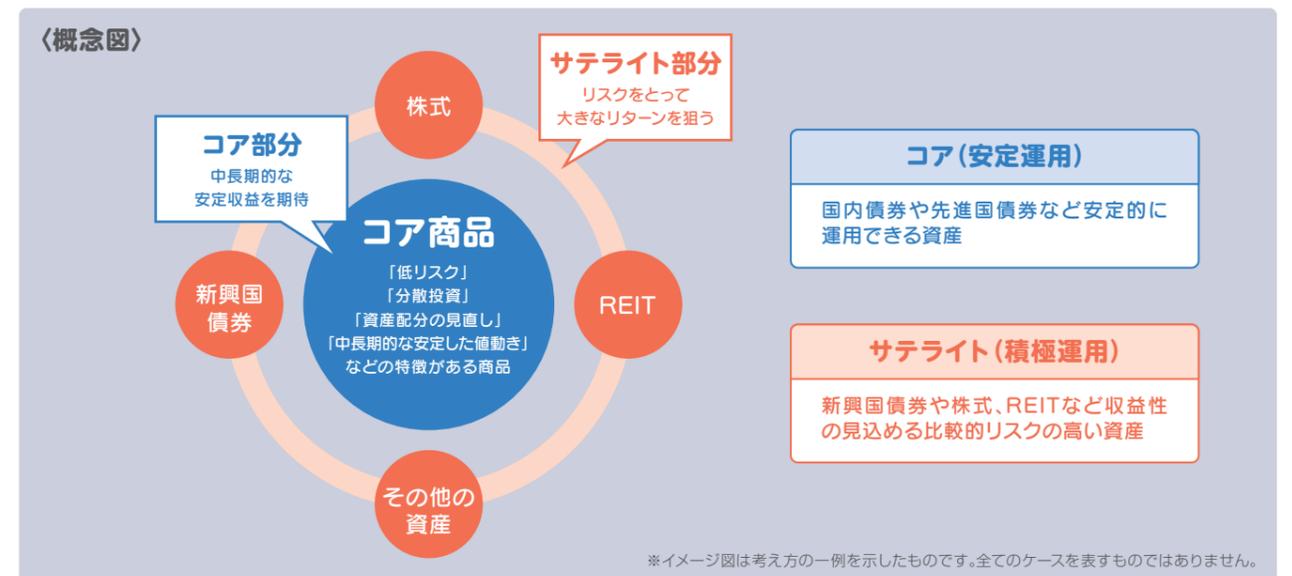
日本や海外(先進国・新興国)の債券・株式・REIT(不動産投資信託)等に投資する多彩なタイプの商品を取り揃えています。

	日本	海外 (先進国) (新興国)	
債券	国内の債券	先進国の債券	新興国の債券
株式	国内の株式	先進国の株式	新興国の株式
REIT	国内のREIT	先進国のREIT	新興国のREIT

バランス型: 国内外の株式・債券・REIT等に資産分散して投資するタイプ

## 分散投資の考え方

分散投資のための大切な考え方…それがコア・サテライト運用です。コア・サテライト運用とは、運用資産をコアとサテライトの2つに分けて考える運用手法のことをいいます。コア部分では、安定的な成長をはかり、一方のサテライト部分では、比較的高いリターンを目指して運用を行います。



## ファンド選び

ファンド選びで最も重要なことは、お客さまのリスク許容度やニーズにあった投資信託を選ぶことです。

### ① 安全・慎重派

収益が低くてもリスクが小さいことを最優先に考えた運用をしたい。

- 国内債券
- 海外債券(為替ヘッジあり)

### ② 安定派

ある程度のリスクはやむをえないが、毎月の分配金等による安定的な収益を重視した運用をしたい。

- 海外債券
- バランス

### ③ 積極派

リスクが大きくても値上がりが利益を重視した運用をしたい。

- 国内株式
- REIT
- 海外株式

リターン・リスク小さい 非課税効果小さい → リターン・リスク大きい 非課税効果大きい

※上図はイメージです。

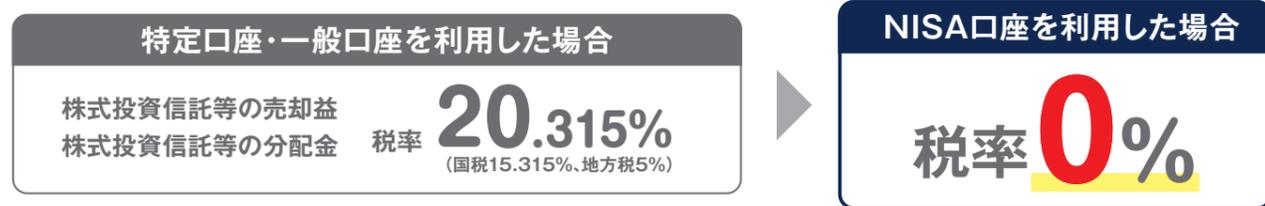
# NISA(少額投資非課税制度)について

## そもそもNISAってなに？ ～税金がかからない制度～

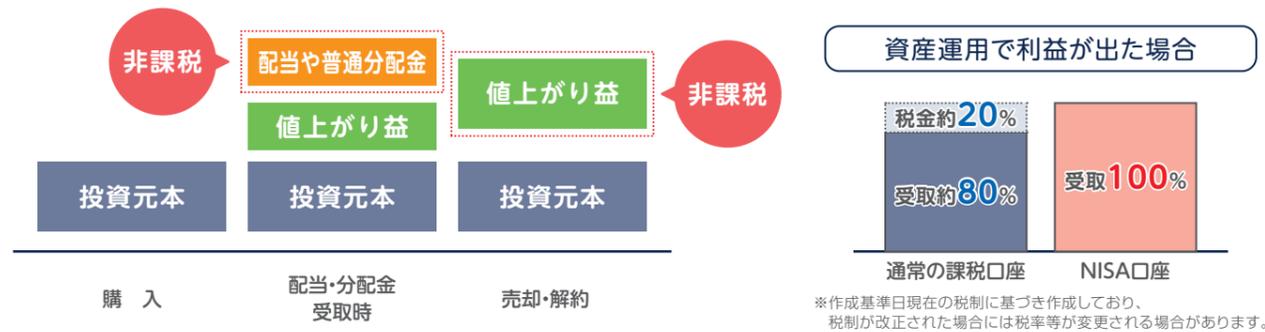
NISA(ニーサ)とは、2014年1月から導入された、「少額投資非課税制度」です。  
**株式投資信託の売却益や分配金が非課税になります。**  
 非課税口座(NISA口座)を開設していただくことで、制度の適用を受けることができます。



### NISAを利用すると？



### 非課税になるのはこの部分！



## 2024年1月よりNISA制度が大幅に拡充しました。



NISAを利用するうえで押さえないルールを確認しましょう！

	NISA		ポイント
	成長投資枠	つみたて投資枠	
非課税保有期間	無期限		ポイント1
口座開設期間	恒久化		
新規買付期間	2024年1月から		
併用	可		ポイント2
年間投資枠	240万円	120万円	ポイント3
	合計360万円		
非課税保有限度額	1,800万円		ポイント4
	(うち成長投資枠1,200万円)		
枠の再利用	可		ポイント5
対象商品	上場株式・投資信託等 (除外あり)	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	
対象年齢	NISA口座を開設する年の1月1日時点で18歳以上		

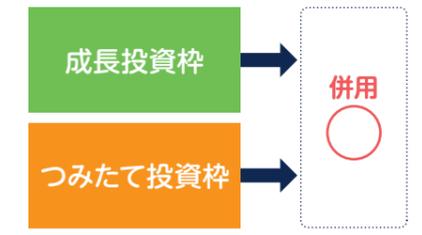
### 主な変更ポイント

#### ポイント1 非課税保有期間は無期限。いつでも売却可能



保有期間に期限はありません。また、いつでも売却可能です。

#### ポイント2 成長投資枠・つみたて投資枠の併用可



成長投資枠とつみたて投資枠は、併用することができます。

#### ポイント3 非課税投資枠は年間最大360万円



#### 成長投資枠

年間投資上限額240万円に対する投資方法の例

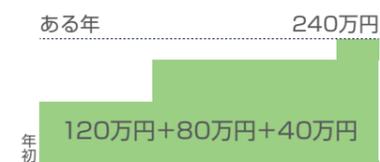
##### (1) 一度に240万円

例えば、年初に上限額の「240万円を1回」で投資する方法。



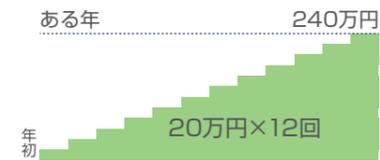
##### (2) 分割して240万円

例えば、「1月に120万円、5月に80万円、11月に40万円」を投資する方法。



##### (3) 定期的に一定額

例えば、「毎月20万円ずつ」投資する方法。



#### つみたて投資枠買付方法

##### 買付けは定期的に継続したものであること

事前に金融機関との間で締結した積立契約(累積投資契約)に基づき、対象商品を指定したうえで、「1か月に1回」など定期的に一定金額の買付けを行う方法に限られています。

(出所)金融庁HPIに基づき作成

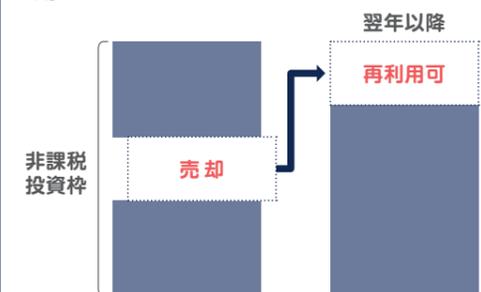
#### ポイント4 非課税保有限度額1,800万円



一人当たりの投資枠は、1,800万円です。そのうち成長投資枠は1,200万円。1,800万円すべてをつみたて投資枠で利用することも可能です。

#### ポイント5 売却した分の枠の再利用可能

NISAでは、保有する商品を売却した場合、買付時の金額分の投資枠が翌年から再利用できます。



取得価額で投資枠の管理を行います。ただし、年間投資上限額は変わりません。

## つくば投信積立サービスつみたて名人

- 積立投資とは、価格が変動する商品(投資信託等)を定期的に自分で決めた金額や口数で買い付ける投資方法です。
- 投資金額を一定とすると「価格が高い時には口数が少なく、価格が低い時には口数が多く」なります。これにより、長期的に平均買付単価を低く抑える効果があります。

### 投信積立の主な特徴

#### 1 コストを抑える

長期にわたって定期的に購入して積立てることで、一度にまとめて購入する場合と比較すると平均購入コストを低く抑える効果が期待できます。

#### 2 ドルコスト平均法で平均購入単価を下げる効果が期待できる

基準価額に関係なく常に一定口数を定期的に購入(B)するよりも、一定金額を定期的に購入(A)していったほうが、基準価額が高いときには購入量(口数)が少なく、安いときには多く買い付けることができるため、全体の平均購入単価(C)を割安にすることが期待できます。これをドルコスト平均法と呼んでいます。  
※ただし、相場が一方に動いている状況では、必ずしもその効果は認められません。

#### 3 らくらく自動引き落とし

投資金額が毎月16日または26日に、自動的に引き落とされるため手間がかかりません。  
※引落日が銀行休業日の場合は、翌営業日の引き落としになります。



#### 4 タイミングに悩まない

定期的に投資が行われるので、購入するタイミングに悩むことなく投資ができます。



積立投資なら「いつはじめたら良いかわからない」や「下がったらどうしよう」といった不安が軽くなるんだね



#### 基準価額の推移(例)



	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	合計	(C)平均購入単価
(A)一定金額購入	購入口数	10,000口	12,500口	8,333口	40,833口	9,796円
	投資金額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	
(B)一定口数購入	購入口数	10,000口	10,000口	10,000口	10,000口	10,000円
	投資金額	10,000円	8,000円	12,000円	10,000円	

価格の動きだけでなく、量が変化する効果が重要

価格の下落時は、量を増加させる良い機会

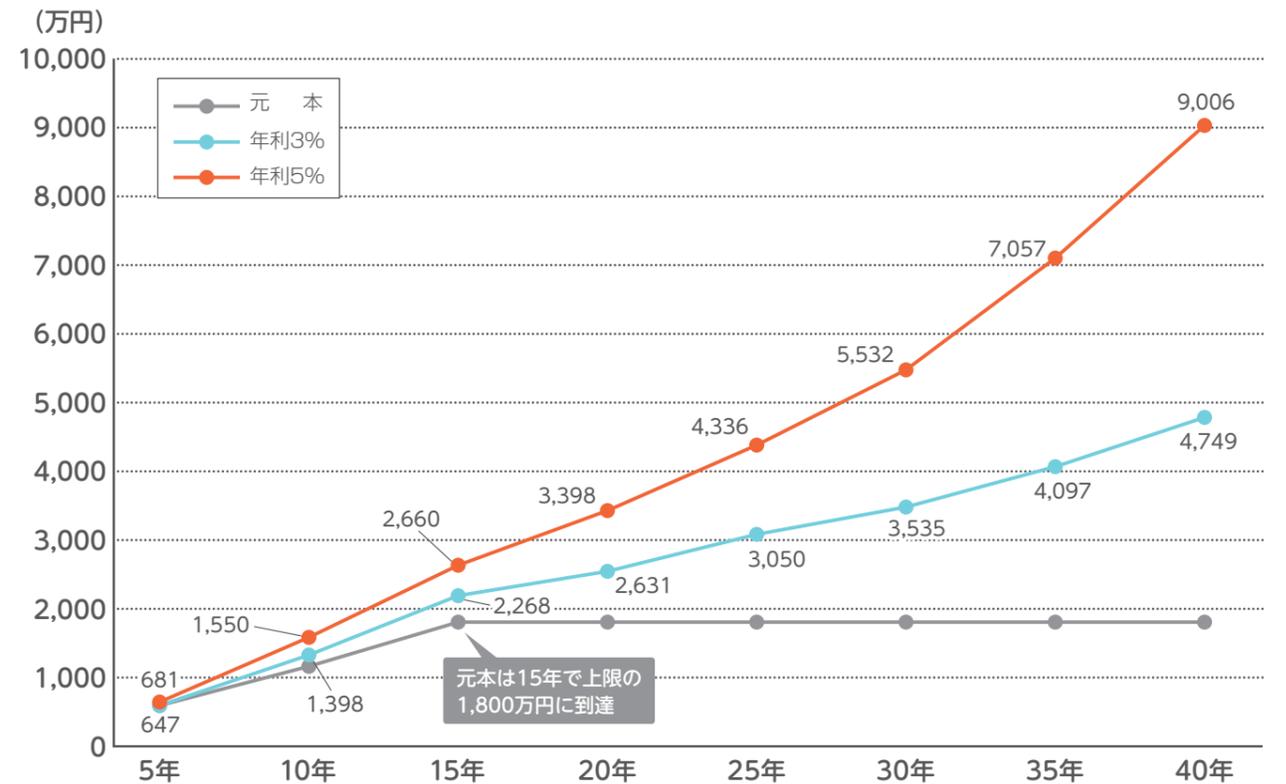
積立投資は少額の資金から投資が可能

投資時期を分けることによって、リスクを分散できるんだ。



## NISA制度だけでどれくらいの資産を形成できる?

### 毎月10万円積立した場合の資産総額推移



毎月10万円積立。年利3%と5%で運用し、年複利を想定。計算過程では端数処理せず、計算結果のみ1万円未満四捨五入。(株)フィナンシャル・ラボ作成

新しいNISA制度の非課税保有上限額は1,800万円(うち成長投資枠の上限は1,200万円)です。仮に、つみたて投資枠だけを利用して毎月5万円ずつ投資すれば30年で1,800万円、毎月10万円ずつならば15年で1,800万円の上限に達します。たとえば、毎月10万円ずつ投資して、年利3%・5%で運用ができたことと仮定します。このとき、15年後の資産総額は年利3%なら約2,268万円、年利5%なら約2,660万円になります。以後は新規の積立ができませんが、そのまま非課税投資を続けたとした場合、資産総額は上図のようになります。複利効果を活かして加速度的な資産形成が実現できます。

## インターネット投資信託

お得  
全てのファンドで  
手数料が割引に  
なります。

便利  
24時間365日  
いつでも取引が  
可能です。

(システムメンテナンスによりご利用いただけない時間帯がございます。)

簡単  
ご自宅の  
パソコン・スマホ  
から取引が  
可能です。

投資信託口座をお持ちでない方は口座開設が必要となります

開設されていない方は、本人確認書類(運転免許証など)およびマイナンバーを確認できる書類をお持ちになって最寄りの筑波銀行へお越しください。投資信託口座および普通預金口座は筑波銀行のホームページからもお申込みいただけます。詳しくはこちら→



インターネットバンキングのご契約は無料です

筑波銀行のホームページ(<https://www.tsukubabank.co.jp>)からもお申込みいただけます。

投資状況も  
自宅でゆっくり  
見れるね。



## NISA Q&A

### 口座開設

#### Q1 新NISAをスタートすると旧NISAで保有している株式・投資信託等はどうなりますか？

**A** 旧NISAの非課税保有期間（一般NISA：最長5年、つみたてNISA：最長20年）の満了まで保有することが可能です。ただし、旧NISAで保有している商品の新NISAへの移管は認められていません。

#### Q2 複数の金融機関でNISA口座を開設することはできますか？ また、つみたて投資枠と成長投資枠を別々の金融機関で利用することはできますか？

**A** NISA口座は同一年において1人につき1口座しか開設できません。また、つみたて投資枠と成長投資枠の2つの投資枠は、1つのNISA口座内で管理されるため、別々の金融機関で利用することはできません。

#### Q3 NISA口座を開設する金融機関を変更することはできますか？

**A** 年単位で金融機関の変更が可能です。ただし、変更したい年分の非課税枠をすでに利用している場合、その年分の変更手続きはできません。また、金融機関を変更する場合、変更前の金融機関のNISA口座で保有している商品を変更後の金融機関のNISA口座に移すことはできません。

※利用者それぞれの非課税保有限度額については、国税庁において一括管理を行うこととされています。

### 年間投資枠、非課税保有限度額

#### Q1 「非課税保有限度額は1,800万円、「成長投資枠」は内枠で最大1,200万円」とはどういうことですか？

**A** 非課税保有限度額は「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の合算で1,800万円ですが、「成長投資枠」のみで1,200万円を超えて保有することはできません。「つみたて投資枠」のみで1,800万円保有することは可能です。例えば、「成長投資枠」で1,200万円投資信託を保有している場合、それ以上「成長投資枠」での買付けはできませんが、「つみたて投資枠」で非課税保有限度額の残りの600万円分を買付けすることができます。

● 非課税保有限度額まで投資信託を買い足す場合の例

上記はイメージ図です。

※すべて買付金額ベース。

#### Q2 ①年間投資枠、②非課税保有限度額ともに、売却した分の再利用はできるのでしょうか？

**A** ①年間投資枠については、保有中の投資信託等を売却しても投資枠（「つみたて投資枠」は120万円、「成長投資枠」は240万円）以上の投資をすることができません。例えば、NISA口座で1,000万円投資信託を保有しており、500万円分を売却した場合、売却した500万円分がその年の年間投資枠に新たにプラスされ、最大360万円が860万円になることはありません。

②非課税保有限度額については、売却分の枠を再利用して新たに投資することができます。ただし、売却によって減少した分の非課税保有限度額の再利用ができるのは、売却した翌年以降となります。

例えば、NISA口座で1,000万円投資信託を保有しており、500万円分を売却した場合、売却した500万円分の非課税保有限度額の枠が復活し、新たな投資が可能となります。NISA制度では、非課税保有限度額の枠が再利用できるので、年齢に合わせて資産配分の変更（株式と債券の比率を変更すること等）が可能になります。

● 保有している投資信託1,000万円のうち500万円分を売却した例

上記はイメージ図です。

#### Q3 他の金融機関から筑波銀行に金融機関を変更する場合、変更前の金融機関のNISA口座で保有している上場株式等の配当等や売買益は、非課税の対象となりますか？

**A** 金融機関を変更した場合であっても、変更前の金融機関のNISA口座で保有されている上場株式や株式投資信託等の配当金等や売買益については、引き続き非課税の適用が受けられます。

#### Q4 NISA口座を通じて投資した上場株式や株式投資信託等はいつでも売却できますか？

**A** NISA口座を通じて投資した上場株式や株式投資信託等は、NISA口座内で保有している限り、いつでも非課税で売却できます。

#### Q5 NISA口座の年間投資枠には、購入時手数料や消費税は含まれますか？

**A** 含まれません。例えば、「つみたて投資枠」の年間投資枠120万円の場合、購入時手数料や消費税を除いた約定金額のみの120万円が対象となります。120万円ちょうどで投資枠を利用する場合は、「手数料+消費税」分を、買付金額に上乗せして取引する必要があります。

#### Q6 NISA口座で保有する投資信託で、分配金を再投資するとどうなりますか？

**A** 分配金は非課税で再投資されます。ただし、再投資分は新規投資とみなされ、年間投資枠を使うこととなります。くわしくは、NISA口座を開設した金融機関にご確認ください。

#### Q7 年間投資枠を超えた場合はどうなりますか？

**A** 年間投資枠を超えた部分については、課税口座（特定口座や一般口座）での取扱いになります。くわしくは、NISA口座を開設した金融機関にご確認ください。

#### Q8 年間投資枠を使い切らなかった場合、翌年に繰り越せますか？

**A** 年間投資枠の上限まで投資をしなかった場合でも、残りの枠を翌年以降に繰り越すことはできません。

### 損益通算

#### Q1 譲渡損失が発生してしまった場合、特定口座や一般口座との損益通算はできますか？

**A** 特定口座や一般口座との損益通算はできません。NISA口座は、分配金や譲渡益があっても課税されない一方、譲渡損失があっても他の口座と損益通算はできません。

〈ご参考〉損益通算とは  
投資信託や株式等の売却を行って損失が出た場合、別の投資信託や株式等で出た利益等から、損失の額を差し引くことを損益通算といいます。また、損益通算をしても、なお控除しきれない損失の金額は確定申告により、翌年以降3年間にわたって繰越控除できます（連続して確定申告が必要です）。  
(注)この例は特定口座（源泉徴収あり）の場合です。特定口座（源泉徴収なし）や一般口座、他の金融機関の特定口座等との損益通算では確定申告をする必要があります。

● 例

上記はイメージ図です。

### 対象商品

#### Q1 「成長投資枠」の対象商品について教えてください。

**A** 「成長投資枠」の対象商品は、上場株式や投資信託等で、「一般NISA」の対象商品と似ていますが、一部除外されます。新NISAでは、長期投資にふさわしいかどうかという観点で対象商品が決められており、以下の4つの条件の投資信託が対象から除外されています。  
①デリバティブ取引を用いた一定の投資信託 ②毎月分配型の投資信託  
③信託期間が20年未満の投資信託 ④整理銘柄・監視銘柄

#### Q2 「つみたて投資」の対象商品について教えてください。

**A** 「つみたて投資」の対象商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託、ETF（上場投資信託）のうち、つみたてNISA基準を満たす限られた商品が投資対象となります。いずれの商品も信託報酬が一定未満に抑えられ、信託期間が20年以上あるなどの条件があります。

# 大切な人のこす 生命保険の特徴・種類

ご存知ですか？いざというとき、「保険」がお役に立ちます。

生命保険を活用することで、相続対策の「3つのポイント」全てに対する準備ができます！

### 1 相続税

「死亡保険金の非課税枠」が活用できます！

相続の際は、「遺産に係る基礎控除額」を超えた部分に対して相続税が課税されますが、**死亡保険金には一定の相続税非課税枠**があります。

**死亡保険金の非課税枠 = 500万円 × 法定相続人の数**

※「契約者（保険料負担者）＝被保険者」で死亡保険金受取人が法定相続人の場合に限ります。

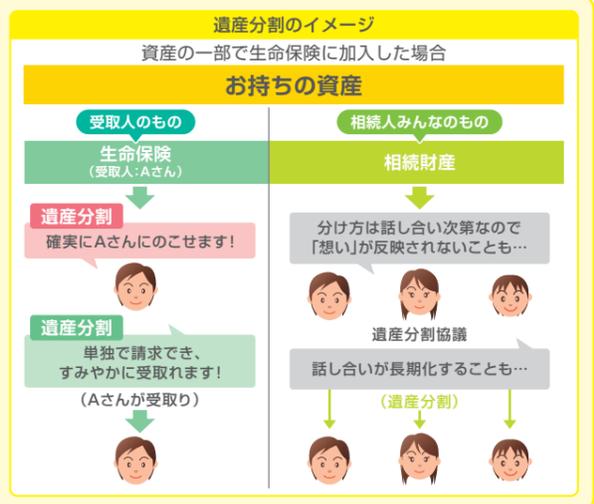
ご参考 **遺産に係る基礎控除額 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)**

法定相続人数ごとの基礎控除額	法定相続人数	1人	2人	3人	4人
	基礎控除額	3,600万円	4,200万円	4,800万円	5,400万円

### 2 遺産分割

生命保険は確実に「のこしたい人」にのこせます！

死亡保険金は、遺産をめぐる話し合い(遺産分割協議)の対象外となるため、あらかじめ指定した保険金受取人が確実に受取ることができます(\*)。そのため、生命保険を活用することで「のこしたい人にのこしたい金額をのこす」ことができます。



### 3 流動資金

生命保険は「スムーズに現金化」できます！

死亡保険金は、原則遺産分割協議の対象外であり、**保険金受取人が単独で請求**できます。さらに、死亡保険金は原則**請求から5営業日以内に支払われます**ので、葬儀費用などの「すぐ必要なお金」に充てることもできます。

(\*)生命保険金は、受取人固有の財産であり遺産分割協議の対象外とされています。ただし、相続人の中で著しい不公平が生じる場合には、他の相続財産の遺産分割協議に影響する場合があります。記載の内容は2019年7月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。 ※相続対策には、生命保険の活用以外にも様々な方法がございます。詳しくは担当者までお問い合わせください。 ※保険商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をご契約のしおり一定額・約款等を必ずご覧ください。 ※外貨建商品で、死亡保険金等を円貨で受取る場合、為替レートの影響を受ける場合があります。

相続税の軽減効果が期待できるダブルの非課税枠を活用しませんか？

### 生命保険金の非課税枠(相続税法第12条) **ダブルで使えます**

非課税枠 = **500万円 × 法定相続人の数**

\*契約者(＝保険料負担者)と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ適用されます。

**計算例**  
法定相続人が2人の場合、**500万円 × 2名 = 1,000万円**が相続税の非課税枠となります。

契約者・被保険者  
死亡保険金受取人に指定  
長男 長女

受取人が1人しか指定されていない場合でも、法定相続人数分の非課税枠が適用されます。

### 贈与税の基礎控除

基礎控除 = **年間110万円**

**計算例**  
贈与を受ける人が3人の場合、**年間110万円 × 3名 = 330万円**が非課税の扱いとなります。

贈与する人  
長男 長女 孫  
年間330万円を非課税で贈与

基礎控除は、贈与を受ける人(受贈者)1人につき、年間110万円となります。

生涯にわたる保障により、万一の時のご家族への備えを準備しておきましょう。

一時払終身保険は、ご加入から一生涯の死亡保障(または高度障害保障)を確保できる保険商品です。一般的には、「健康告知不要型」と「健康告知扱い型」があります。標準的な商品設計は、各々以下の通りです。

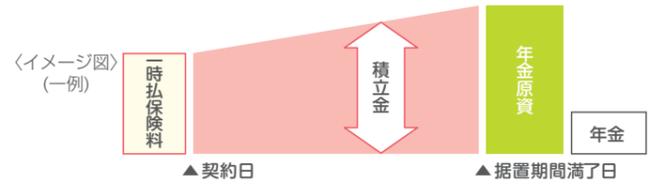
- ❶ 以下の仕組み図はイメージです。将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。
- ❷ 外貨建運用商品は、**為替変動・金利変動によるリスク**があります。

## 主な保険の種類

お客様のライフステージにより必要な備えは変わっていきます。

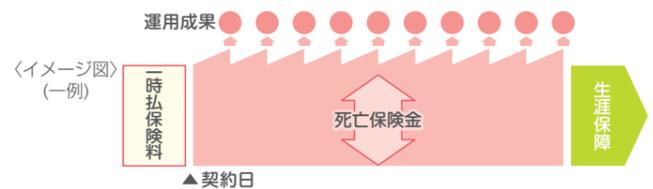
将来のためにふやす

**一時払個人年金保険または一時払終身保険**  
一時払保険料を契約時に定めた積立利率で運用し、ご自身で受取るタイプ



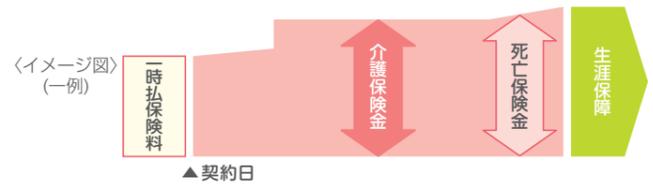
定期収入としてつかう

**定期支払金つき一時払終身保険**  
定期支払金を受取りながら、一時払保険料相当額をくすことなく、死亡保障が最低保証されているタイプ



介護・病気にそなえる

**介護保障タイプの一時的終身保険**  
介護保障を確保しながら資産をふやしつつ、介護保険金のお支払いがなかった場合は、死亡保険金をのこせるタイプ



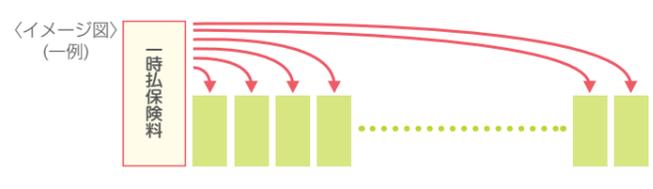
大切な人のこす

**死亡保障タイプの一時的終身保険**  
ご契約当初から、一時払保険料よりも高い死亡保障が得られるタイプ



大切な人のこす

**生前贈与タイプの一時的終身保険**  
生きていうちに家族にわたすタイプ



## 生命保険の「指定代理請求制度」

生命保険には保険金などの受取人がご自身で請求できない所定の事情がある場合、**指定代理請求人(ご家族など)が本人に代わって請求**することができる制度があります。生命保険ならではのしくみを活用して、介護サービスを利用したい場合などにスムーズに預貯金が引き出せるようにしておくのも有効です。



将来のために  
ふやす

# 個人年金保険

ゆとりあるセカンドライフへの準備資金。

あらかじめ決めておいた年齢になった時から、毎年年金を受取ることができる保険です。将来受取る年金額があらかじめ決まっている保険(定額年金保険)と、資産運用の実績で受取り年金額が変動する保険(変額年金保険)があります。

※年金受取開始日前に被保険者が死亡した場合には、死亡給付金が支払われます。

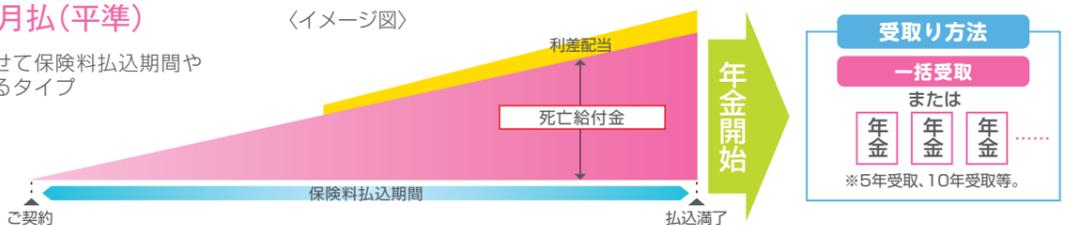
## 個人年金保険の特色

- ポイント1** 公的年金の不足分を補うことができます。
- ポイント2** 資金を運用目的や資金性格にあわせて運用できます。
- ポイント3** 万一の際には死亡給付金が支払われます。
- ポイント4** 個人年金保険のご契約に「個人年金保険料税制適格特約」を付加することで、「個人年金保険料控除」を活用することができます。

## 主な保険の種類

### 定額年金保険/月払(平準)

ライフプランに合わせて保険料払込期間や受取方法を選択できるタイプ



### 変額年金保険(将来受取る年金額が運用実績で変動する保険)

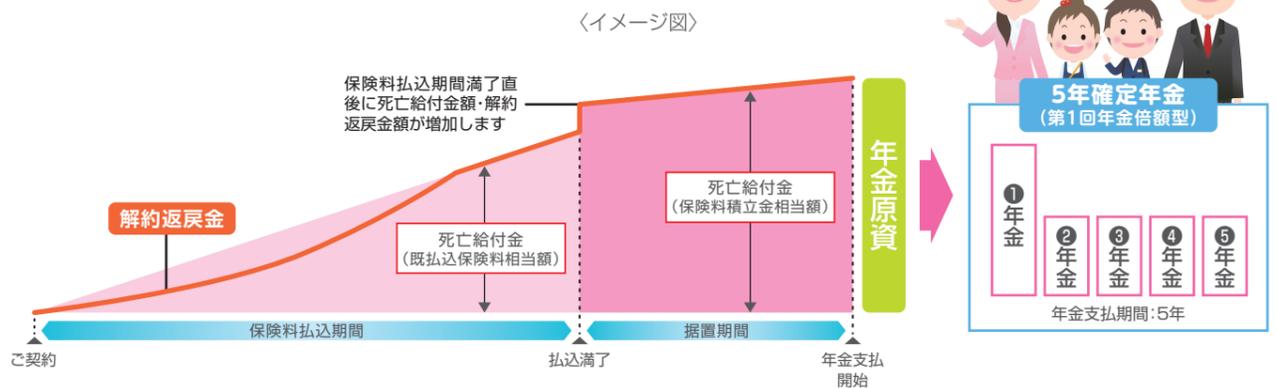
払込保険料の運用実績に基づいて、将来受取る年金額および死亡給付金額が増減するタイプ



運用実績によっては、将来年金を支払うための積立金が払込保険料を下回ることもあります。  
※上記イメージ図は、一般的な個人年金保険の商品性を表したイメージ図であり、商品や契約形態によって、内容が異なります。

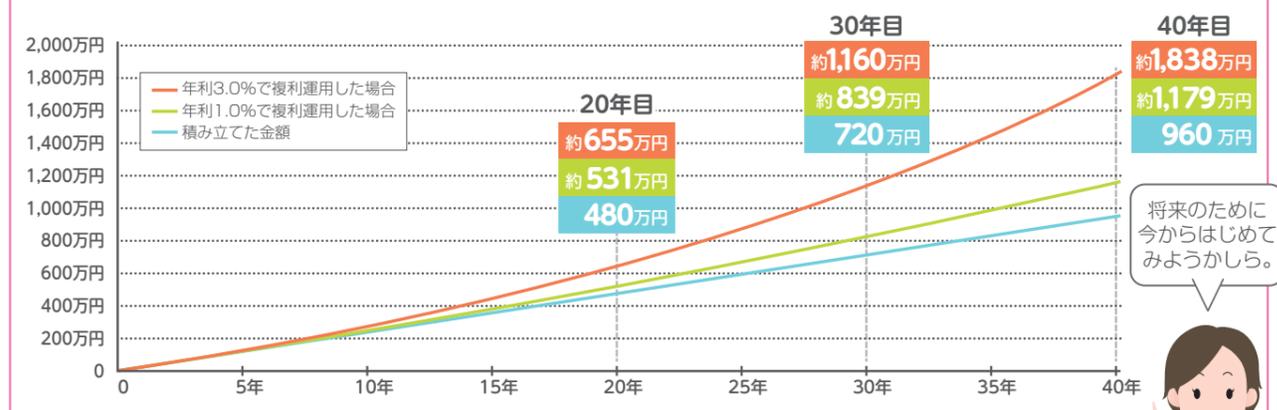
### 学資積立プラン/月払(平準)

お子さまのための教育資金を計画的に準備ができるタイプ



金利の差が積立金の累計額に大きな差となって表れます。

## (例) 毎月2万円ずつ次のパターンで積み立て運用した場合の累計額の推移



※上記グラフは、例示目的のシミュレーションであり、将来の運用成果を保証するものではありません。なお、税金や取引にかかる手数料等は考慮していません。  
※年利1.0%で複利運用した場合と年利3.0%で複利運用した場合の金額は、1万円未満を切り捨てて表示しています。 ※金利はシミュレーションのために設定した仮定のもので、実際の金利に基づくものではありません。

将来のために  
今からはじめて  
みようかしら。



## 「個人年金保険料控除」を受けた場合の税金の軽減額の例

●個人年金保険料控除とは、1年間に個人年金保険の保険料として支払った金額のうち、一定額を所得から差し引くことができる制度で、所得税や住民税の負担を軽減する効果があります。

下表は、給与所得者である世帯主が個人年金保険料を年間8万円以上支払った場合、所得税と住民税がそれぞれどれくらい軽減されるかの目安を示したものです。※「夫婦」は、いずれか1人が年収を得ている前提です。

家族構成	年収	軽減額合計 (①+②)	※所得税4万円、住民税2.8万円の生命保険料控除を受けた場合	
			所得税軽減額(①)	住民税軽減額(②)
単身世帯	400万円	4,800円	2,000円	2,800円
	600万円	6,900円	4,100円	
	800万円	11,000円	8,200円	
夫婦のみ	600万円	6,900円	4,100円	2,800円
	800万円	11,000円	8,200円	
	1,000万円	11,000円	8,200円	
夫婦と子供2人*	600万円	4,800円	2,000円	2,800円
	800万円	6,900円	4,100円	
	1,000万円	11,000円	8,200円	

\*大学生と16歳以上の高校生

出典：(公財)生命保険文化センター「生命保険と税金の知識」(2021年2月改訂版)をもとに作成

## 生命保険料控除

生命保険料控除とは、所得税法により認められた生命保険契約の払込保険料の一定額を、保険料を実際に負担した人の所得から控除できる制度です。

新制度	一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除	〈個人年金保険料控除のメリット〉
対象	適用限度額 所得税 4万円 住民税 2.8万円 終身保険等	適用限度額 所得税 4万円 住民税 2.8万円 医療保険 がん保険	適用限度額 所得税 4万円 住民税 2.8万円 個人年金保険(平準払)	個人年金保険料控除は、死亡したときに保険金が受取れるいわゆる生命保険や医療保険・がん保険などとは、別枠で所得控除されます。

介護・病気に  
そなえる

# 病気やケガ・介護に備える保険

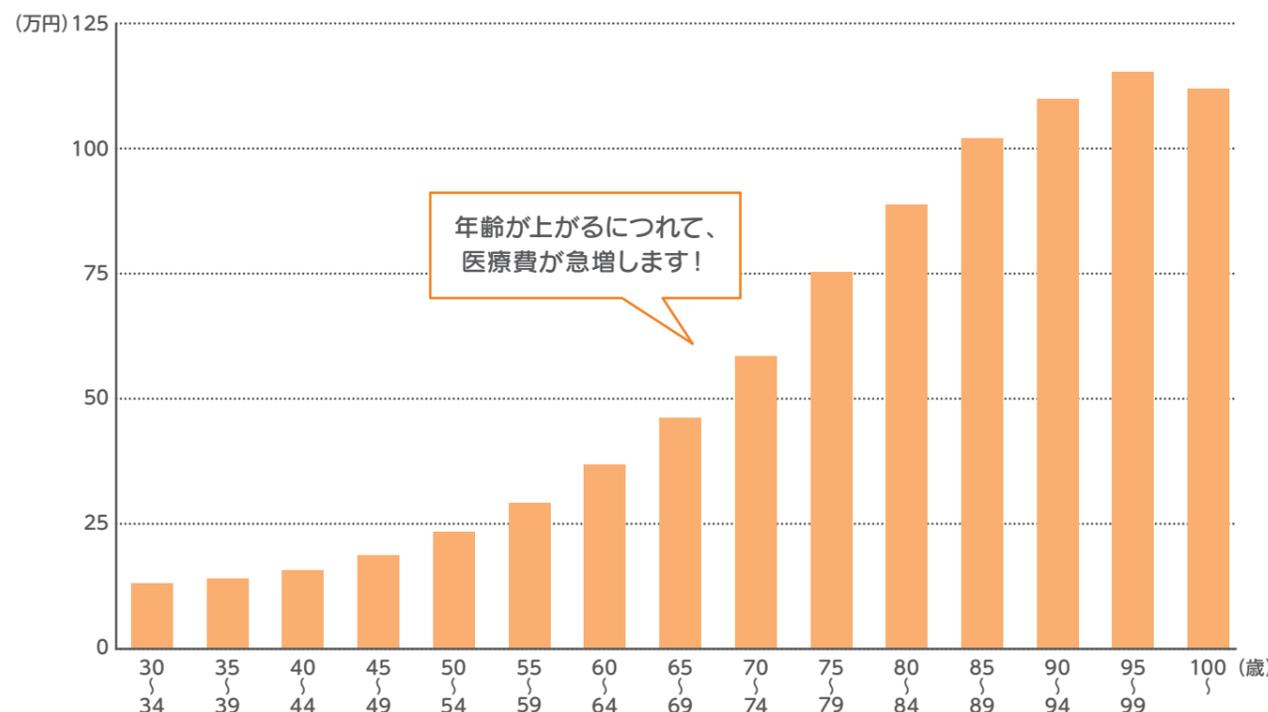
病気やケガで入院するリスクは高齢になるほど高まります。  
そのため将来のリスクを見据えて早いうちから一生涯の保障で備えると安心です。

医療費などに備える <b>生命保険の種類</b>			
医療保険	がん保険	介護・認知症保険	就業不能保険
<b>病気・ケガ</b> 	<b>がん</b> 	<b>介護</b> 	<b>働けなくなったとき</b> 
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 病気やケガによる入院や所定の手術を受けたときに給付金を受取れる</li> <li>● 一生涯保障される「終身タイプ」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● がんによる入院や所定の手術を受けたとき、死亡したときなどに給付金、保険金を受取れる</li> <li>● 一生涯保障される「終身タイプ」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 病気やケガで所定の要介護状態・認知症になったときに給付金、保険金を受取れる</li> <li>● 一生涯保障される「終身タイプ」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 病気やケガで「所定の就業不能状態」が「所定の期間継続したとき」に、一時金や年金、月払いの給付金などの給付を受けることができる</li> <li>● 主婦(主夫)など、働いていなくても加入できる商品がある</li> </ul>

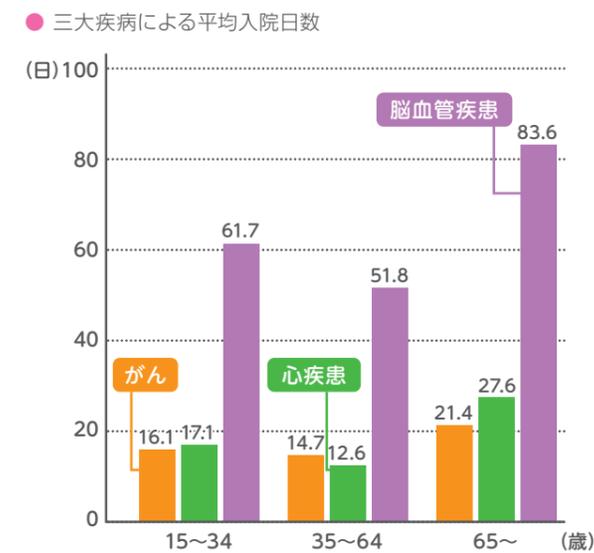
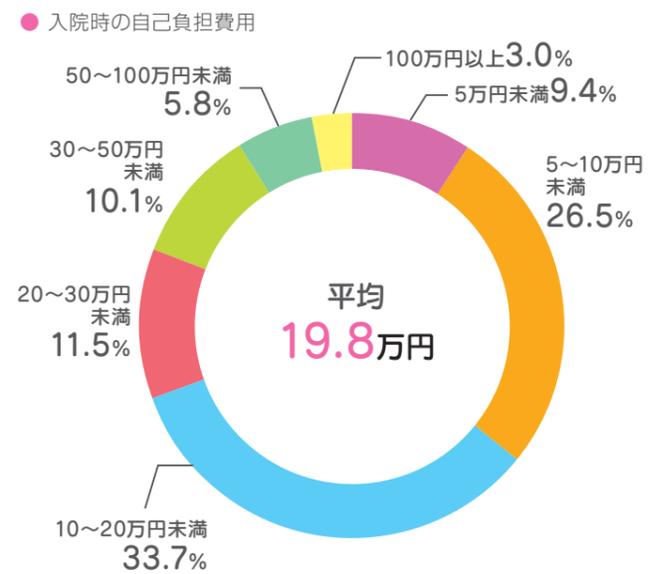
## 病気やケガをしたときの医療費はどのくらい？

自己負担でまかなう入院費用は思いのほか高額になります。平均の入院日数は短期化の傾向にありますが、かかる病気によっては長期におよぶ可能性があるため、備えておく安心です。

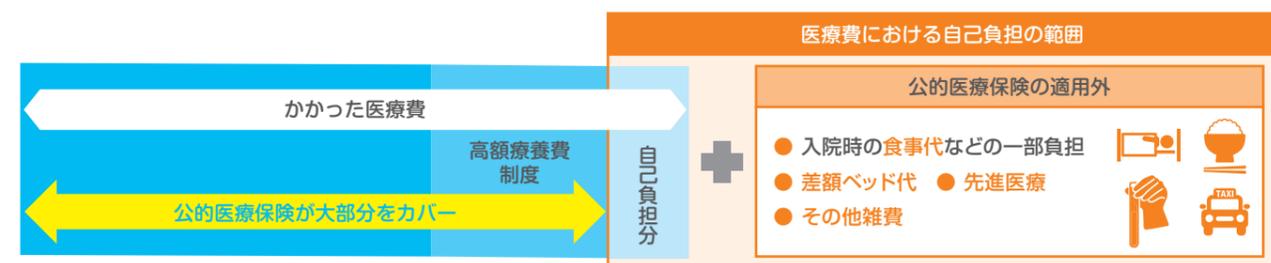
● 年齢階級別1人あたりの国民医療費(年額)



実際の費用は医療保険制度自己負担割合等に応じて変わります。  
出所:厚生労働省「医療保険に関する基礎資料～令和2年度の医療費等の状況～(令和5年1月)」、令和元年度実績に基づく推計値。



出所:(入院時の自己負担費用)(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」、治療費・食事代・差額ベッド代・交通費や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。〈三大疾病による平均入院日数)厚生労働省「2020(令和2年)患者調査」、令和2年9月1日～30日に退院した方を対象としたもの。



出所:厚生労働省「医療保険に関する基礎資料～令和2年度の医療費等の状況～(令和5年1月)」、厚生労働省「令和3年簡易生命表」を基に、60歳の方の平均余命で計算。

### 高額療養費制度

高額療養費制度とは、医療機関等で支払った額がひと月(同じ月の1日～末日)で上限額を超えた場合に、その超えた金額が公的医療保険から支給される制度です。  
 ※差額ベッド代や入院時の食事代の一部、先進医療の技術料などは高額療養費制度の対象にはなりません。  
 ※自己負担限度額は年齢(70歳未満か70歳以上)か所得によって異なります。

<例>70歳以上・年収約370万円～770万円の場合(3割負担)  
 ● 1か月の医療費100万円で、窓口負担(3割)が30万円かかる場合

自己負担限度額: 80,100円 + (医療費100万円 - 267,000円) × 1% = 87,430円

高額療養費(窓口負担30万円) - (自己負担限度額87,430円) = 212,570円

出典:厚生労働省「高額療養費制度を利用される皆さまへ」に基づき作成

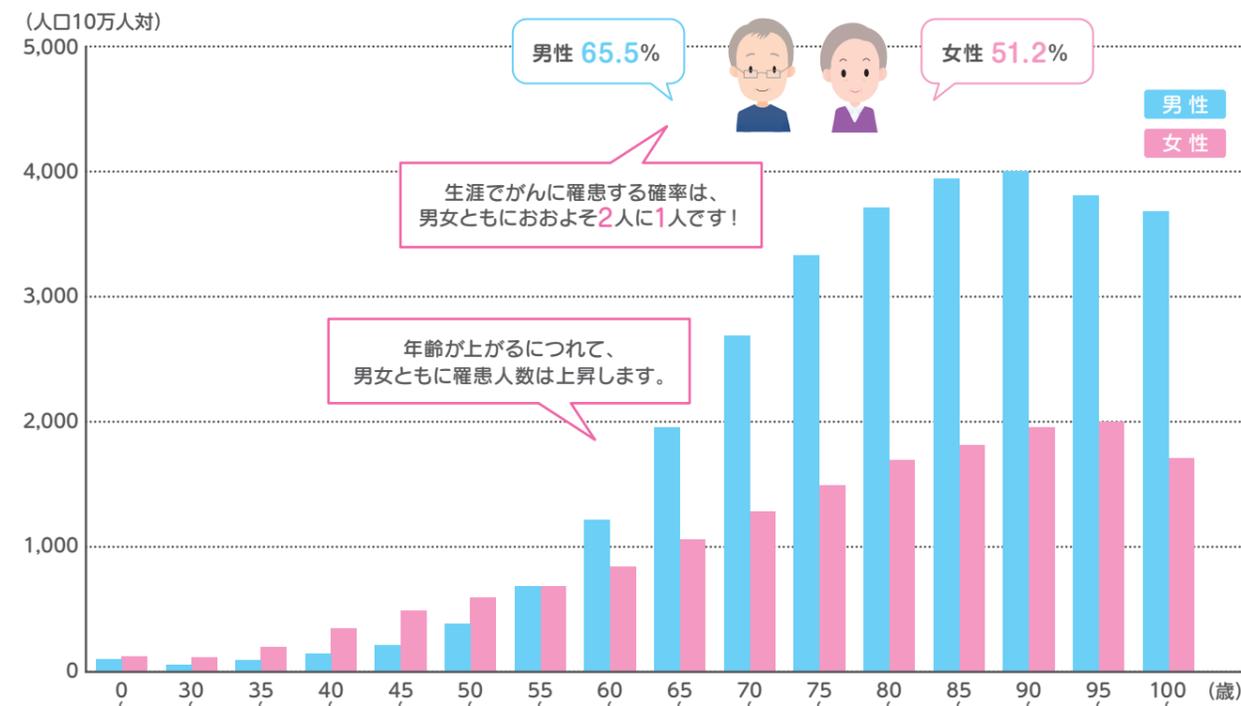
筑波銀行では新たなお申込みに加え、既にご契約されている  
保険内容の確認も行っています。  
ホームページからのご来店のご予約も可能です。



## 2人に1人が、がんにかかる時代です

医学の進歩により、がんは治る病へと変わりつつありますが、治療のための費用は高額になることもあります。

● がんの年齢階級別罹患率(人口10万人あたり)



上皮内がん除く。「人口10万人あたり」とは、対象とする地域や期間における人口の差を考慮し、罹患数を人口10万人に対する発生数に換算した値です。  
「罹患数÷対象とする人口×10万人」の計算式により算出されます。  
出所：(国研)国立がん研究センター「全国がん登録罹患率・率報告」(2019年)

## がんの3大治療

**1 がんと周辺組織などをメスで切り取って除去する治療法**

手術(外科的治療)

がんにかかった方の約**55.4%**が初回の治療方法として選択しています。

**2 放射線をあてることでがんにダメージを与える治療法**

放射線治療

がんにかかった方の約**11.1%**が初回の治療方法として選択しています。

**3 薬剤によってがんの増殖や成長を抑える治療法**

化学療法

がんにかかった方の約**39.7%**が初回の治療方法として選択しています。

出所：(国研)国立がん研究センター「全国がん登録罹患率・率報告」(2019年)

## 先進医療について

先進医療とは…

特定の大学病院などで研究・開発が行われ、厚生労働省に承認された新しい治療や手術のことです。先進医療の技術料は公的医療保険の対象外で、全額自己負担になります。

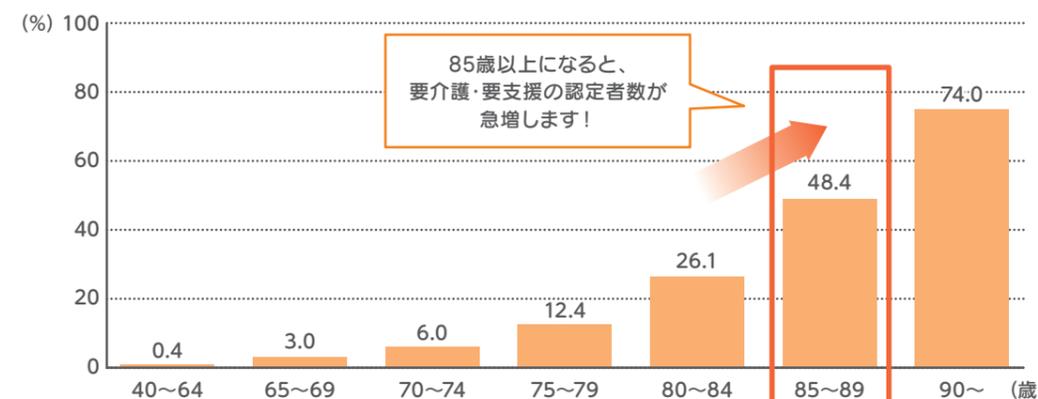
先進医療の種類(例)	自己負担額	平均入院期間
陽子線治療	2,649,978円	15.7日
重粒子線治療	3,186,609円	5.2日
抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査	38,424円	47.3日

出所：(公財)生命保険文化センター「リスクに備えるための生活設計」

## 要介護状態のリスクは他人事ではありません

どなたにも起こり得る、高齢による衰弱や骨折・転倒も、介護が必要となった原因のひとつです。

● 年齢階級別の人口に占める要介護(要支援含む)認定者の割合



出所：厚生労働省「介護給付費等実態統計月報」(令和3年12月審査分)、総務省「人口推計」(令和4年(2022年)7月確定値)を基に作成。

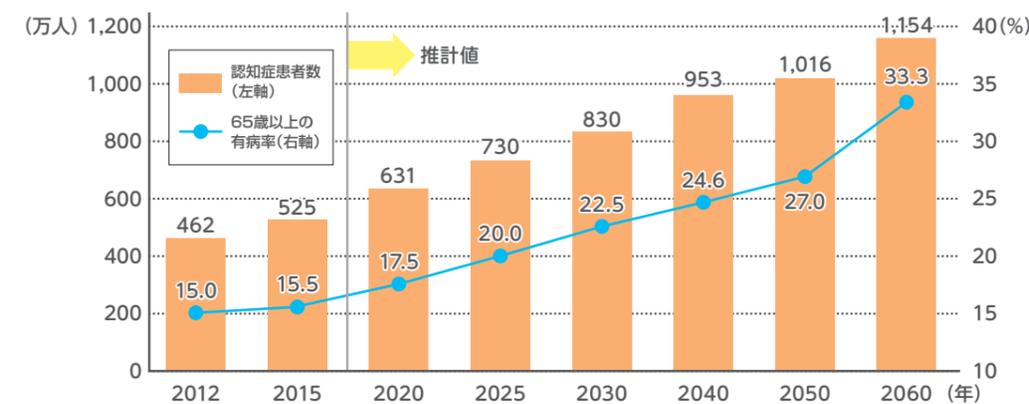
85歳を超えると2人に1人が要介護状態となっています。



## 「認知症」は介護が必要となった原因「第1位」です

認知症とは、さまざまな原因で脳の細胞が死んでしまったり、動きが悪くなったりすることで障がいが起こり、生活に支障が出る状態のことを指します。

● 65歳以上の認知症患者数と有病率の将来推計



出所：内閣府「平成29年度版高齢社会白書」、各年齢の認知症有病率が上昇する場合。

2040年には65歳以上の4人に1人が認知症になると見込まれています。

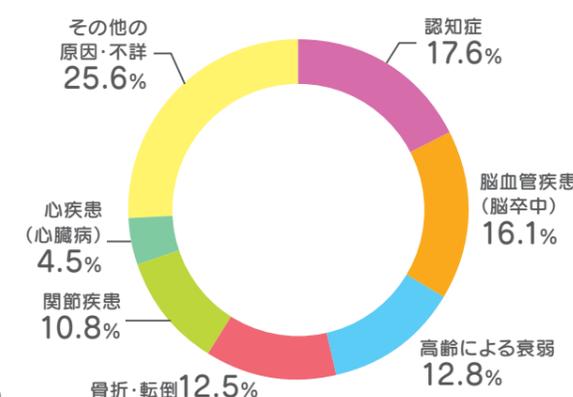


● 要介護(要支援含む)認定者数の推移



出所：厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報(暫定版)」(平成12年~令和4年の各4月分)および「第55回社会保障審議会介護保険部会資料」を基に作成。

● 介護が必要となった主な原因



小数点以下を四捨五入しているため合計が100にならない場合があります。出所：厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査」

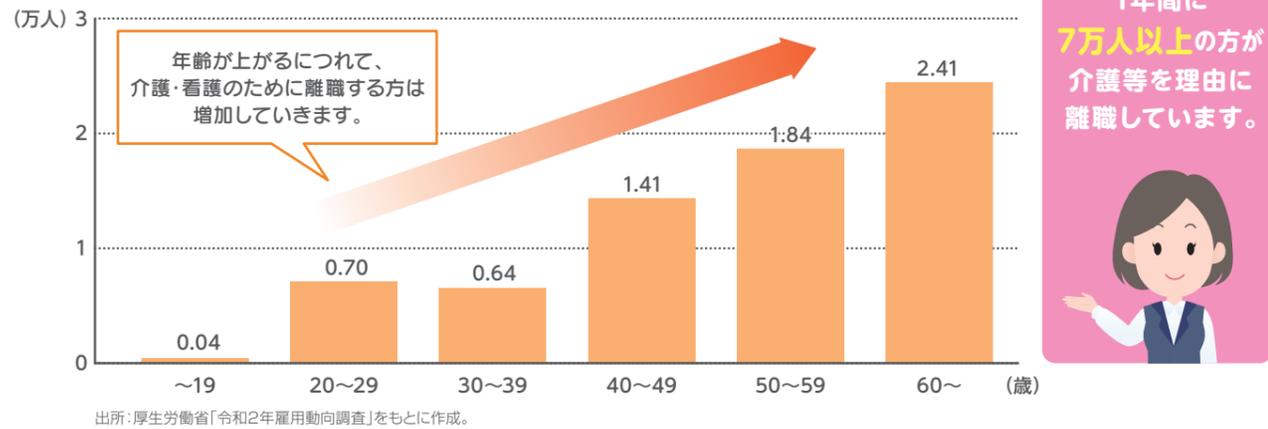
## 要介護状態とは

自力で立ち上がることや歩行が困難、もしくは食事・入浴・衣服の着脱・排泄等ができないなど、日常生活において介助を必要とする状態のことをいいます。

## 要介護状態になると、家族への影響も大きくなります

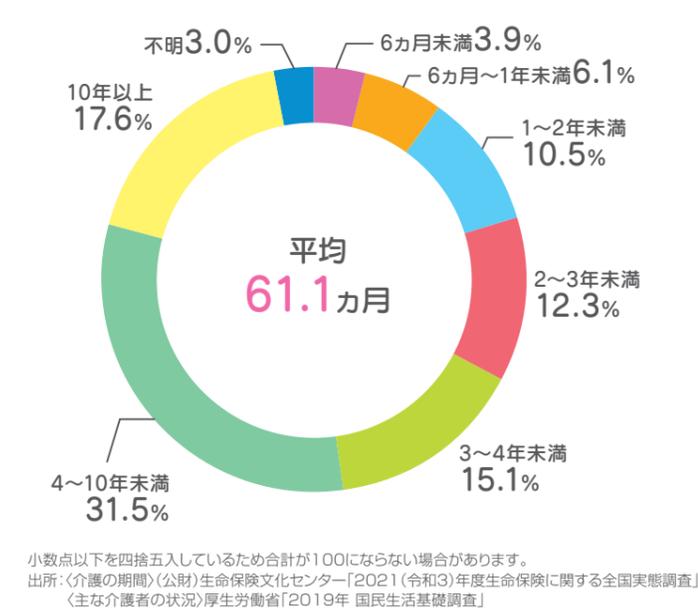
家族の「介護・看護」を理由に退職する人は、本人の年齢が上がる(=介護・看護対象者の年齢が上がる)につれて右肩上がりに増えていきます。

● 年齢階級別「介護・看護」を理由として退職した人数



1年間に  
7万人以上の方が  
介護等を理由に  
退職しています。

● 介護の期間



## 介護状態になったときに直面する問題

### 老人ホームの入所待ち

特別養護老人ホームの入所条件を満たしていても、すぐに入居できるとは限りません。

入所条件	入所待ちの方
原則、年齢65歳以上で「要介護3」以上の認定を受けた方	25.3万人

出所：厚生労働省「特別養護老人ホームの入所申込者の状況(令和4年度)」

## 介護には多額の費用がかかることがあります

● 介護費用(\*1)



出典：(公財)生命保険文化センター「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」をもとに作成。  
 \*1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含み、「かかった費用はない」「支払った費用はない」を0円として平均値を算出。  
 \*2 過去3年間に、高齢で要介護状態(寝たきりや認知症など)になった家族や親族の介護の経験がある人に、介護を始めてからの期間(介護中の場合は経過期間)をたずねたもの。

有料老人ホーム 月額利用料のみの施設 月額利用料平均 介護付:238,226円 住宅型:160,649円

※介護付(135施設)、住宅型(75施設)についての集計。  
 出典：東京都福祉保健局「東京都内有料老人ホーム一覧(令和3年12月1日現在)」をもとに作成。

認知症になった場合、金融機関口座が凍結される可能性があります

## 「成年後見制度」について

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」など)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

### 意思判断能力が低下する前にできる「任意後見制度」

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

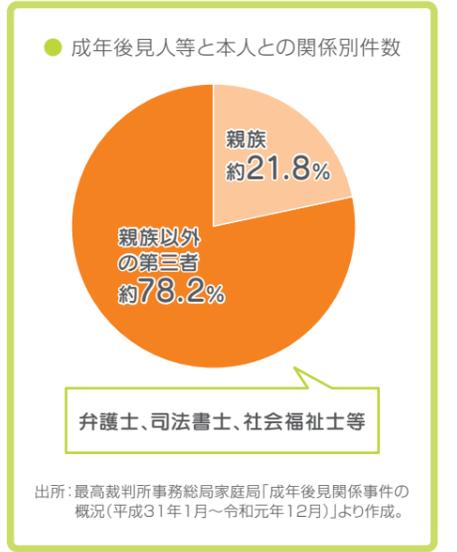
### 意思判断能力が低下した後でできる「法定後見制度」

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等\*が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する制度です。

審理期間については、個々の事案により異なり、一概にはいえませんが、多くの場合、申立てから後見の開始までの期間は4ヵ月以内となっています。

※法定後見制度においては、成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)は家庭裁判所によって選ばれます。

出典：法務省「いざという時のために 知って安心 成年後見制度 成年後見登記」より作成。



### 親族以外が成年後見人・成年後見監督人等になった場合の報酬額のめやす

成年後見人 月額2万円がめやす。  
ただし、管理財産が1千万円超～5千万円までは月額3～4万円、5千万円超では月額5～6万円。

成年後見監督人 管理財産が5千万円以下では月額1～2万円、5千万円超では2.5～3万円。

出所：東京家庭裁判所「成年後見人等の報酬額のめやす」

## 生命保険の「指定代理請求制度」

生命保険には保険金などの受取人がご自身で請求できない所定の事情がある場合、**指定代理請求人(ご家族など)が本人に代わって請求することができる制度**があります。生命保険ならではのしくみを活用して、介護サービスを利用したい場合などにスムーズに預貯金が引き出せるようにしておくのも有効です。



# 生前贈与とは？ [贈与の基礎知識]

「贈与」とは、財産を他人に無償で与えることをいい、贈与によって財産を取得する場合に、「贈与税」がかかります。ただし、相手の合意がない場合や贈与されている事を知らない場合は、「贈与」は成立せず、あげる人(贈与者)ともう人(受贈者)が互いに意思表示をする必要があります。贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つの方法があります。



## 暦年課税・相続時精算課税制度

### 2023年度(令和5年度)税制改正のポイント

#### 暦年課税

贈与を受けた金額が相続財産に加算される期間について、2024年1月1日以後の相続から、改正前の3年間に7年間に延長されます。また、延長された4年間に受けた贈与のうち、総額100万円までは相続財産に加算されません。

#### 相続時精算課税

2024年1月1日以後の贈与から、暦年課税の基礎控除とは別枠で、年間110万円の基礎控除が適用されます。

### 「暦年課税」と「相続時精算課税」の比較(改正後に変更となる箇所は赤字)

	暦年課税	相続時精算課税
対象者	贈与者 受贈者*1	制限なし 制限なし
贈与時	贈与税額の計算 贈与税の納付 基礎控除	60歳*2以上の父母、祖父母 18歳*3以上の子ども、孫
相続時	(贈与額-110万円)×税率-控除額 贈与税がある場合にのみ納付 あり(年間110万円)	(贈与額-110万円*4-2,500万円*5)×20% 贈与税がある場合にのみ納付(相続時に精算) あり(年間110万円)*4
特徴	贈与財産の金額 贈与時の時価	贈与税の時価*6
	税金の算出	贈与財産は相続税の計算に関係しない。ただし、相続開始前7年以内は加算。
	長所	一度に大きな金額を贈与できる。また相続の際、贈与時の時価*6で計算されるため、贈与財産の資産価値が上がった場合でも、評価額を固定することができる。 基礎控除*4までの金額の贈与は、相続時に相続財産に加算されない。
	短所	基礎控除*4を超えて贈与した金額は、相続時に相続財産に加算される。また、相続時精算課税を一度選択するとその選択した贈与者については暦年課税への変更ができない。

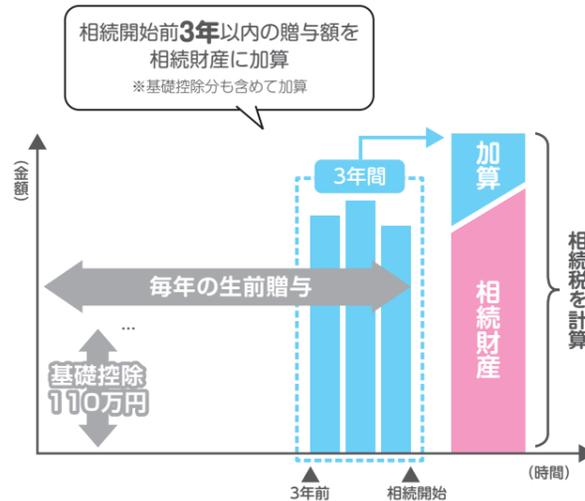
※1 法人版事業承継税制の適用に係る非上場株式会社等および個人版事業承継税制の適用に係る事業用資産の贈与の場合、贈与者が60歳以上であれば、相続時精算課税の受贈者は贈与者の直系尊属以外(18歳以上の者に限ります。)も可能です。  
 ※2 贈与があった年の1月1日における年齢となります。なお、「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税の特例」と併用する場合には、60歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。  
 ※3 贈与があった年の1月1日における年齢となります。  
 ※4 基礎控除(年間110万円)は、2024年1月1日以後の贈与から適用されます。  
 ※5 2年目以降は2,500万円の残額となります。  
 ※6 相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が、2024年1月1日以後に生ずる災害により一定以上の被害を受けた場合には、相続時にその課税価格を再計算します。

## ポイント1 暦年課税の見直し

- 相続税の計算の際に贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間が、相続開始前「3年間」から「7年間」に段階的に延長されます。
- 延長された4年間に受けた贈与のうち、総額100万円までは相続財産に加算しない取扱いとなります。

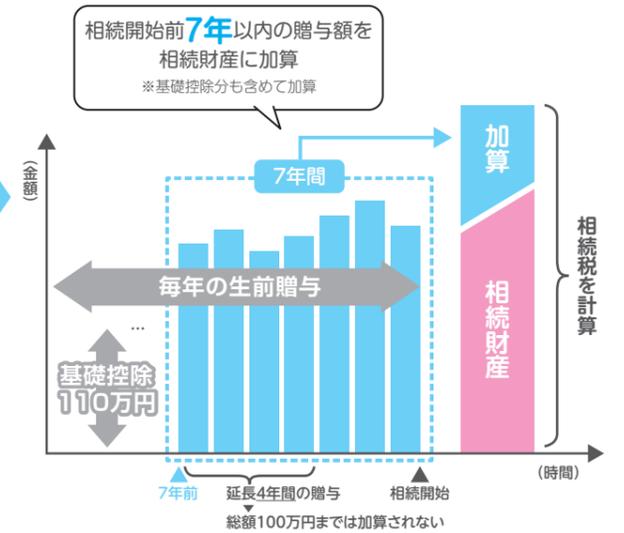
### 改正前 2023年12月31日までの贈与

※改正前の贈与については、改正後も取扱いは変わりません。



### 改正後 2024年1月1日以降の贈与

※加算期間が段階的に7年に延長されるイメージは、P29をご参照ください。

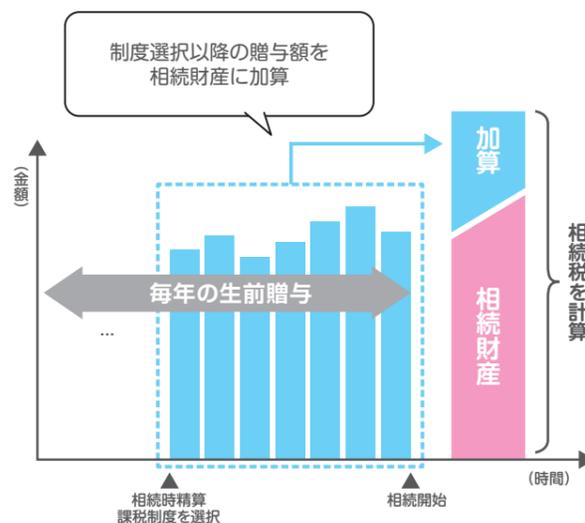


## ポイント2 相続時精算課税制度の見直し

- 暦年課税の基礎控除とは別に、年間110万円の基礎控除が新設されます。
- 贈与を受けた土地・建物が災害で一定以上の被害を受けた場合の救済措置(相続時の再計算)が新設されます。(2023年以前の贈与も対象)

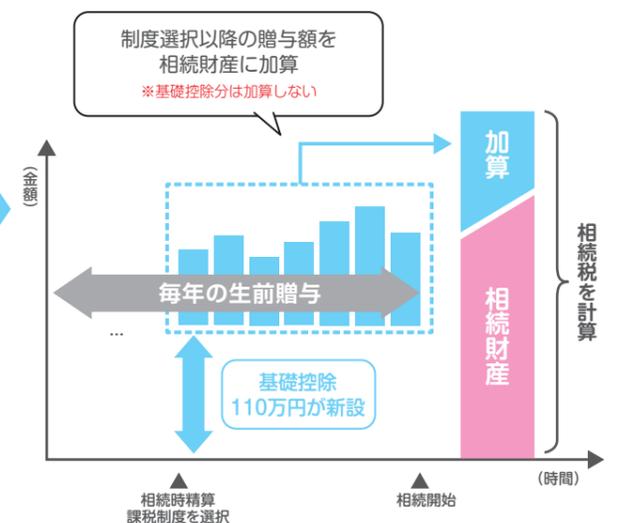
### 改正前 2023年12月31日までの贈与

※改正前の贈与については、改正後も取扱いは変わりません。



### 改正後 2024年1月1日以降の贈与

※基礎控除分は加算しない



※税制改正による暦年課税と相続時精算課税制度の主な変更点を記載しています。

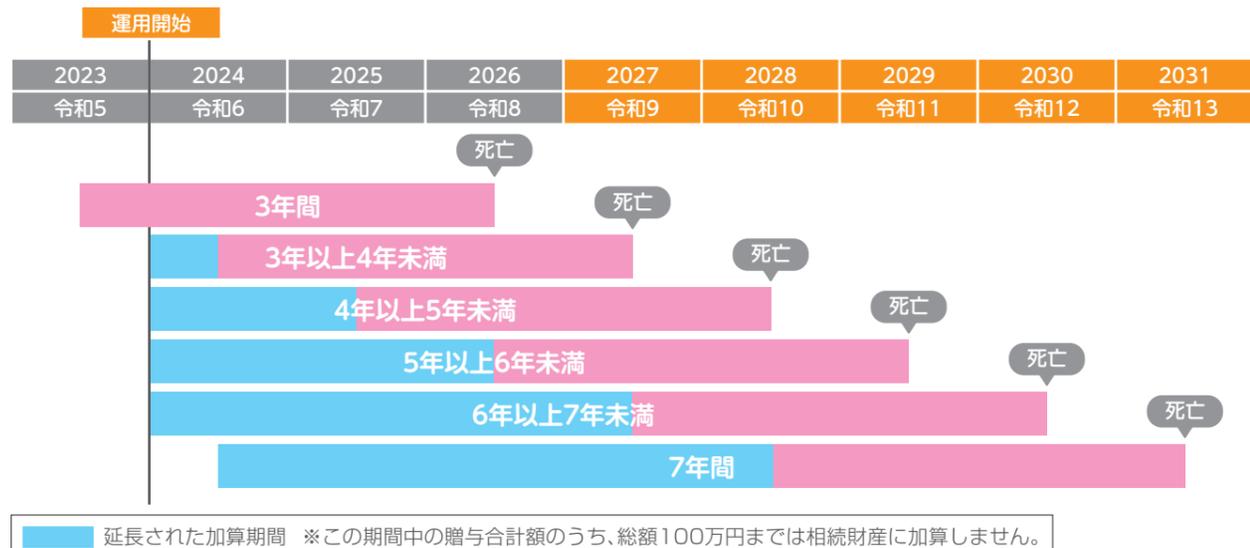
## Q&A (暦年課税)

2024年1月1日以後の相続から、加算期間が7年間に延長されますが、たとえば、2027年12月1日に相続が発生した場合、7年前の2020年12月1日の贈与から加算されますか？

いいえ。本改正の適用が2024年1月1日からのため、加算期間は2027年1月1日から段階的に延長し、実際に加算期間が7年間となるのが2031年1月1日からとなります。そのため、2027年1月1日から2030年12月31日まで亡くなった場合は、亡くなった年月日によって、加算期間が変わることになります。

(例)2023年12月1日に亡くなった場合……2020年12月1日からの贈与を加算するため加算期間は3年間  
2028年1月1日に亡くなった場合……2024年1月1日からの贈与を加算するため加算期間は4年間  
2031年1月1日以後に亡くなった場合……どの時点で亡くなくても加算期間は7年間

● イメージ



## Q&A (相続時精算課税)

祖父・祖母の両方から、相続時精算課税を選択して贈与を受けています。2024年1月1日以後のそれぞれの贈与に対して110万円の基礎控除が適用されますか？

いいえ。受贈者に対して特定贈与者(相続時精算課税を選択している方に贈与する人)が複数人いる場合は、特定贈与者から贈与を受けた金額に応じた割合により、110万円を按分することとなります。たとえば、同じ年に祖父から110万円、祖母から110万円の贈与を受けた場合は、それぞれの贈与に対して55万円ずつの基礎控除が適用されます。

祖父からは暦年課税、祖母からは相続時精算課税で贈与を受けています。2024年1月1日以後の贈与において、祖父から110万円の贈与をすでに受けている年に祖母からも110万円を受け取った場合、祖母からの贈与には基礎控除は適用されませんか？

いいえ。相続時精算課税の基礎控除は、暦年課税の基礎控除とは別枠となります。そのため、祖父からは暦年課税で110万円の贈与を受け、祖母からは相続時精算課税を選択して110万円の贈与を受けた場合、それぞれの贈与に対して110万円の基礎控除が適用されます。つまり2024年1月1日以後の贈与から、受贈者1人に対して、「暦年課税による贈与として年間110万円の基礎控除」、「相続時精算課税による贈与として年間110万円の基礎控除」それぞれとなります。



## 生前贈与をうまく活用するポイント

より効果的な贈与を行うためには『誰に』『何年間で』『いくら』贈与するのかを検討することが大切です。(本ページは主に暦年課税を想定した説明となります。)

### ポイント1 早めに対策を始めましょう!

- 年間110万円までの基礎控除を毎年活用することができます。また、加算期間の贈与は、相続財産に加算されてしまうことも考慮しましょう。

### ポイント2 できるだけ多くの財産を贈与しましょう!

- 一度に多額の財産を贈与すると贈与税の負担が重くなる一方、相続税の課税対象となる相続財産を減らす側面もあるため、相続税とあわせて考えると負担が軽くなる場合があります。

### ポイント3 できるだけ多くの人へ贈与しましょう!

- 贈与税の基礎控除は、受贈者それぞれに適用されます。そのため基礎控除額110万円×贈与する人数分の財産が非課税となります。

### ポイント4 世代を飛び越した贈与も検討しましょう!

- 財産を一世代先のお孫さまへ直接贈与することで、お子さまからお孫さまへの一世代分の相続税を減らすことができます。また、お孫さまへの贈与は、加算期間の贈与でも、相続財産に加算されません(贈与者の相続において、お孫さまが納税義務者とならない場合)。

## 生前贈与を行う際に気をつけること

①贈与の都度、「贈与契約書」を作成し、保管する

②贈与者の口座から受贈者の口座への振込み手続きを行う

③通帳や印鑑などは受贈者が管理する

④(贈与税を納める場合)贈与税の申告を行い、申告書の控えを保管する

(参考)

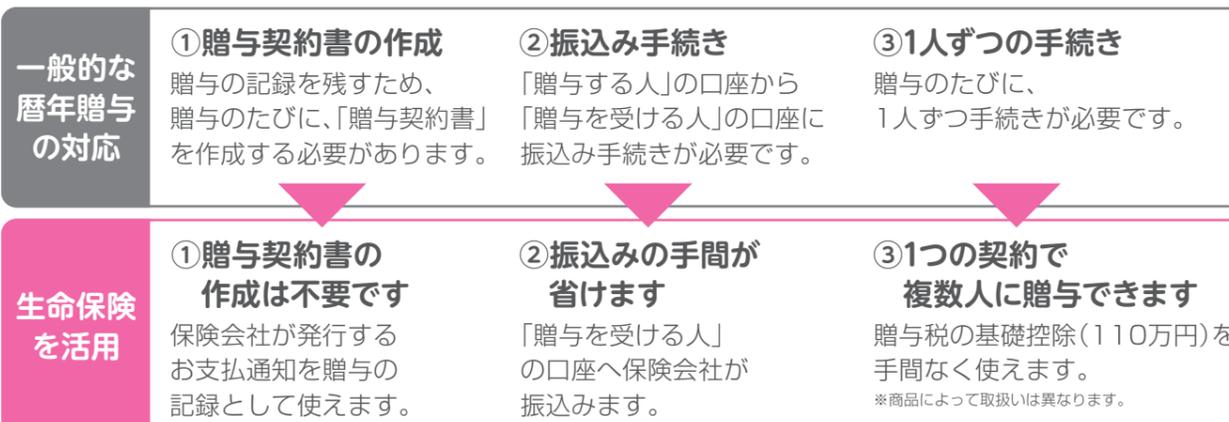
名義預金(子の名義で預金)

口座名義は子であっても、実際は親がその口座を開き預金をしていたり、通帳・印鑑・キャッシュカードなどを管理している場合、「名義預金」として、親の財産と認定されることがあります。

民法第549条によると…贈与は自己の財産を無償で相手に与える意思表示をし、相手を受諾することによって効力が生じます。



## 生命保険を活用した生前贈与のしくみ





# 相続の基礎知識

相続は「突然」起こることも考えられます。早めの準備が大切です。

## 相続とは？

「相続」とは、ある人が死亡したときにその人の財産(すべての権利や義務)を、特定の人が引き継ぐことをいいます。

簡単にいうと、亡くなった人の財産を配偶者や子どもといった関係者がもらうことです。相続では、この亡くなった人を「被相続人」、財産をもらう人を「相続人」といいます。

相続の方法には、おもに次の3つがあります。

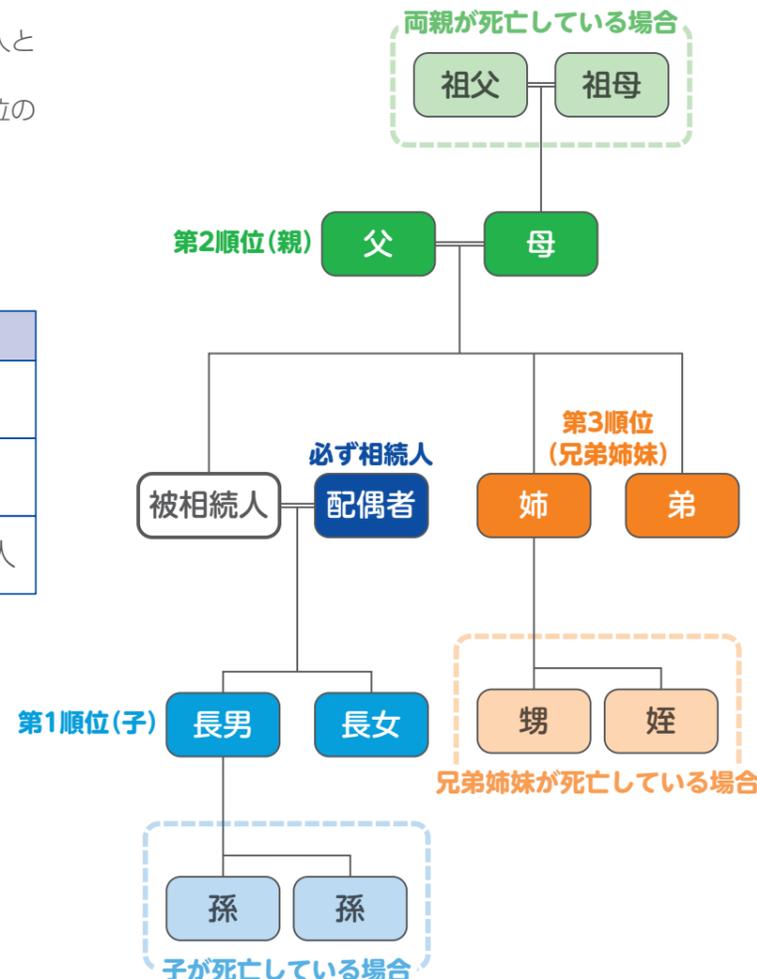
法定相続	民法で決められた人が決められた分だけもらう相続
遺言による相続	亡くなった人が遺言書により相続の内容を決める相続
分割協議による相続	相続人全員で協議して遺産の分割方法を決める相続

## 法定相続の場合

法定相続人になれるのは、配偶者と血族です。同じ順位の人が複数いる場合は、全員が相続人となります。また、先順位の人が1人でもいる場合は、後順位の人には相続人になりません。

- **配偶者** … 必ず相続人になる
- **血族** … 優先順位が高い人が相続人になる

優先順位	血族の種類
第1順位	子および代襲相続人
第2順位	両親等の直系尊属
第3順位	兄弟姉妹および代襲相続人



## 法定相続割合

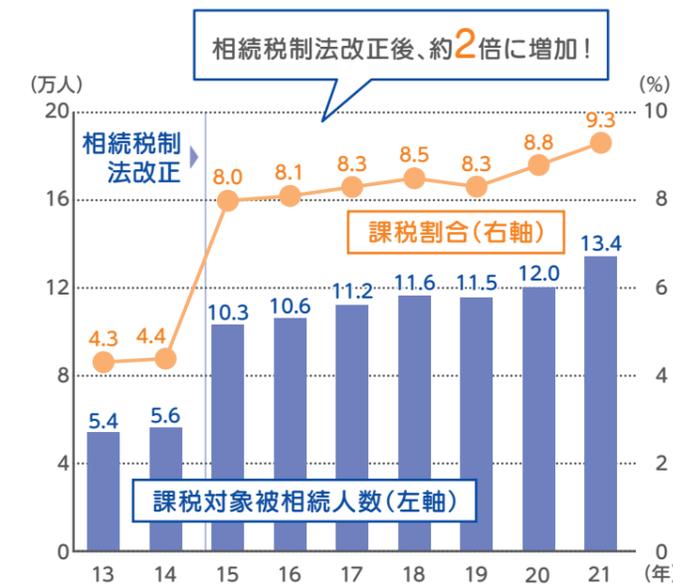
	配偶者のみ	配偶者+子	子のみ	配偶者+直系尊属	直系尊属のみ	配偶者+兄弟姉妹	兄弟姉妹のみ
配偶者	100%	1/2	—	2/3	—	3/4	—
子	—	1/2	100%	—	—	—	—
直系尊属	—	—	—	1/3	100%	—	—
兄弟姉妹	—	—	—	—	—	1/4	100%

どれだけ相続するかは、相続の方法が「法定相続」か「分割協議による相続」かによって異なります。分割協議を行う場合は協議を通して相続割合を決めますが、法定相続の場合は表の割合で相続することになっています。同順位の人が複数いる場合は、人数でその相続分を割ります。なお、遺言がない場合、原則として相続人全員の同意がなければ、亡くなった人の預金を払い戻すことができません。

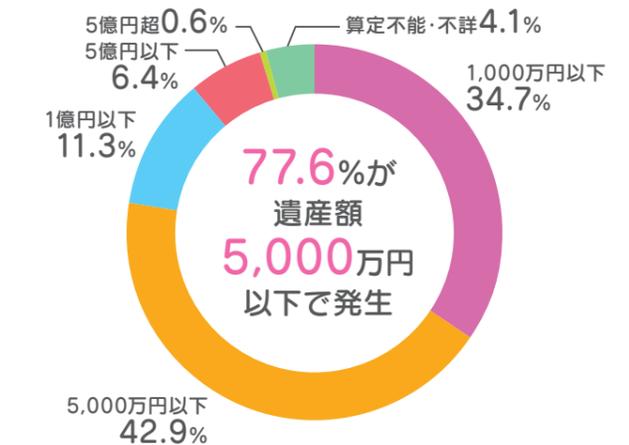
被相続人1人あたりの課税価格……約**1億3,835万円**／相続税額……約**1,819万円**

出所：国税庁「令和3年分相続税の申告事績の概要」

## 課税対象の被相続人数と課税割合の推移



## 遺産分割事件のうち 認容・調停成立件数の遺産額別割合



出所：「課税対象の被相続人数と課税割合の推移」国税庁「令和3年分相続税の申告事績の概要」  
「遺産分割事件のうち認容・調停成立件数の遺産額別割合」裁判所「司法統計～遺産分割事件のうち認容・調停成立件数(「分割をしない」を除く)遺産の内容別遺産の価額別 全家庭裁判所～」(令和2年度)を基に作成。

## 相続税がどのくらいかかるのか確認をしましょう

大切な資産も、一定額以上になると相続税がかかります。大切な人へ資産をなるべく多く引き継ぐために、まずは相続税がどのくらいかかるのかを確認しておきましょう。



税金や相続についての詳細は税理士や司法書士等の専門家に確認願います。





# ご留意事項



## 円預金に関するご留意事項

- 当行が取扱う円預金は譲渡性預金を除き預金保険制度の対象となります。決済用普通預金については全額、その他の対象預金については1金融機関ごとに預金者1人あたり1,000万円までの元金とその利息が保護されます。詳しくは取扱窓口までお問い合わせください。
- ※預金保険制度とは、金融機関の破綻等預金等の払戻しができなくなった場合に預金者等の預金等のうち、一定額を保護するために設けられた制度です。

## 外貨預金に関するご留意事項

- ご契約の際は、契約締結前交付書面等を必ずよくお読みいただき、外貨預金の仕組みとリスク等を十分にご理解のうえ、お客さまご自身でご判断でお申込みください。契約締結前交付書面等は、取扱窓口にてお渡しいたします。
- 新規に外貨預金をご契約される場合には、お客さまの年齢や投資のご経験によっては、説明資料をいったんお持ち帰りいただき、十分にご検討いただくことや、ご家族の方と相談されることをおすすめする場合がございます。
- 外貨預金のお預入れ・お引出し方法や通貨により手数料が異なります。
- お預入れの換算相場(TTSレート)とお引出しの換算相場(TTBレート)に差がありますので、為替変動がない場合でも換算相場の往復の為替手数料(米ドルの場合2円、ユーロの場合3円、オーストラリアドルの場合5円)がお客さまのご負担となります。手数料などの金額や上限額または計算方法につきましては、契約締結前交付書面等でご確認ください。
- 外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お引出しの円貨額がお預入れの円貨額を下回ること(為替差損)や上回ること(為替差益)もあります。
- オープン外貨定期預金、外貨定期預金「ゴールドステージ」ならびに外貨普通預金は、預金保険制度の対象ではありません。
- オープン外貨定期預金、外貨定期預金「ゴールドステージ」をお預入れ中にやむを得ない事由により中途解約する場合は、解約日における同一通貨建ての外貨普通預金金利を適用します。
- お取引に際しては、必ず当行の取扱窓口でご確認ください。

## 公共債に関するご留意事項

- 利付国債、地方債の価格は毎日変動しておりますので、償還日前に換金する場合は投資元本を下回る場合があります。
- 個人向け国債は、保有者本人が亡くなられた場合および国の指定する災害により被害を受けた場合を除き、発行後一定期間(1年間)は中途換金できません。
- 個人向け国債の中途換金は、発行価格(額面100円につき100円)での買い取りとなりますが、直近2回分の税引後利子相当額を中途換金調整額として、換金額から差し引かれます。
- 償還日または利子支払日の5営業日前から3営業日前の3日間は、換金のお手続きができません(個人向け国債のうち「変動10年」はその償還日または利子支払日の5営業日前から前営業日までの5日間は換金のお手続きができません)。
- 発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

## 投資信託に関するご留意事項

- 投資信託は預金ではなく元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 投資信託は、主に国内外の有価証券などで運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・不動産投資信託証券などの値動き、為替相場の変動などの影響により基準価額が上下しますので、これにより投資元本を割り込む恐れがあります。
- 投資信託のお取引にあたっては、申込手数料(上限:基準価額の3.30%)、信託報酬(上限:純資産総額に対し年率2.20%)、解約手数料・信託財産留保額(上限:基準価額の0.5%)が必要です。その他、監査報酬、売買委託手数料などを信託財産から間接的にご負担(上限額は、保有期間などに応じて異なりますので表示できません)いただきます。上記手数料の合計額は、保有期間などに応じて異なりますので表示できません。
- 当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
- 投資信託は委託・運用会社が設定、運用を行っているもので、当行ではお申込みの取扱いをしております。
- 投資信託をご購入の際には、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をよくお読みいただき、商品内容などを十分にご理解ください。

## NISAに関するご留意事項

- NISA口座は開設する年の1月1日において、満18歳以上の方が開設できます。
- NISA口座は、お1人さまにつき1口座のみの開設となります。したがって、複数の金融機関でお申込みすることができません。
- 万が一、複数の金融機関で重複してお申込みをした場合、最も希望する金融機関ではない金融機関にNISA口座が開設されることがあります。なお、開設後、一定のお手続きの下、年単位で金融機関等変更が可能です。
- NISA口座の詳細につきましては、筑波銀行の窓口またはホームページでご確認ください。

## 個人型確定拠出年金に関するご留意事項

- 積立金の運用は加入者ご自身の責任で行われ、受取る額は運用成績により変動します。運用商品の中には、元本確保されない商品もありますので、商品の特徴をよく理解した上で選択してください。
- 確定拠出年金制度は、老後の資産形成を目的とした年金制度であるからこそ、税制優遇措置が講じられています。このため、原則60歳まで積立金を引き出すことはできませんので、ご注意ください。また、加入期間等に応じて受給できる年齢が決まります。
- 口座管理のための手数料がかかります(運営管理機関や商品によって異なります)。

## 生命保険に関するご留意事項

- 生命保険は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。また、元本の返済が保証されているものでもありません。
- 生命保険のお申込みの有無が、当行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 当行での生命保険のお取扱いには、法令等の定めにより、お申込みできるお客さまの制限があります。
- 各引受保険会社の規程により、ご契約の限度を定めております。お客さまの健康状態やお仕事の内容などによって、お申込みをお引き受けできない場合があります。
- リスク・費用は商品により異なります。また、その他にもご注意が必要な事項がございます。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」等を必ずご覧くださいご確認ください。
- 保険契約は、お客さまと保険会社の間に成立します。従いまして保険契約の引受や保険金等の支払いは引受保険会社が行います。
- 当行取扱いの生命保険商品はクーリング・オフ制度の対象となります。
- 引受保険会社が経営破綻した場合には、ご契約の際にお約束した保険金額・年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構の保護措置が図られることがあります。この場合も、ご契約の際の保険金額・年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 詳しくは取扱窓口までお問い合わせください。

## 個人年金保険・一時払終身保険に関するご留意事項

- 本商品の保険料を借入金で調達した場合には、運用実績によっては解約返戻金等で借入元利金を返済できなくなることがあります。なお、当行では借入金を前提とした保険のご提案はいたしませんのでご了承ください。
- ご契約に際して諸費用、手数料がかかる場合があります。
- 主な運用対象である有価証券の価格変動や金利変動、為替変動等の投資リスクは本商品を購入されたお客さまに帰属します。
- 中途解約の際は、解約控除、市場価格調整等の費用がかかる場合があり、既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 個人年金保険の種類によっては、年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、受取金額が支払保険料相当額を下回る場合があります。
- 各お取扱い商品の詳細は、パンフレットや契約締結前交付書面、ご契約のしおり・約款等にてご確認ください。

## 医療・がん・介護保険に関するご留意事項

- 法令上の定めにより、お客さまが「銀行等保険募集制限先」に該当されるか否かについて等の確認をさせていただき、該当される場合には、原則として募集を行うことができません。
- 各お取扱い商品の詳細は、パンフレットや契約概要・注意喚起情報、ご契約のしおり・約款等にてご確認ください。

## 金融商品仲介業に関するご留意事項

- 当行が登録金融機関としてご案内する金融商品仲介業務の商品やサービスは、委託証券会社によるものであり、当行が提供するものではありません。したがって、お客さまとの取引の相手方は証券会社となります。
- 当行は委託証券会社とは別法人であり、金融商品仲介のご利用にあたっては委託証券会社における口座開設が必要となります。
- 金融商品仲介における取扱商品は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。また、元本が保証されているものではありません。
- 金融商品仲介で取扱う有価証券等は、金利・為替・株式等の変動や、有価証券の発行者の業務または財産の状況の変化等により価格が変動し、損失が生じるおそれがあります。
- ご購入いただいた有価証券等は委託証券会社に開設された口座でお預かりのうえ、委託証券会社の資産とは分別して保管されますので、委託証券会社が破綻した際にも委託証券会社の整理・処分等に流用されることはなく、原則として全額保全されます。万一、一部不足額が生じた場合等全額の返還ができないケースが発生した場合でも、投資者保護基金により、お一人あたり1,000万円まで補償されます。
- 当行において金融商品仲介のお取引をされるか否かの結果が、お客さまとの当行のご預金、ご融資等其他のお取引に影響を与えることはありません。
- お取引に際しては、最新の契約締結前交付書面、目論見書または約款等をお渡しいたします。必ず内容をご確認のうえ、投資判断はご自身でされるようお願い申し上げます。なお、各商品のリスクおよび手数料等の情報の詳細については、各商品の契約締結前交付書面、目論見書または販売用資料等でご確認ください。